

平成29年白老町議会議案説明会会議録

平成29年 2月21日（火曜日）

開 会 午前10時00分

閉 会 午後 3時27分

○議事日程

1. 白老町議会定例会3月会議議案説明

○会議に付した事件

1. 白老町議会定例会3月会議議案説明

○出席議員（14名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 山田和子君 | 2番 小西秀延君 |
| 3番 吉谷一孝君 | 4番 広地紀彰君 |
| 5番 吉田和子君 | 6番 氏家裕治君 |
| 7番 森哲也君 | 8番 大淵紀夫君 |
| 9番 及川保君 | 10番 本間広朗君 |
| 11番 西田祐子君 | 12番 松田謙吾君 |
| 13番 前田博之君 | 14番 山本浩平君 |

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|--------|-------|
| 総務課長 | 岡村幸男君 |
| 財政課長 | 大黒克己君 |
| 企画課長 | 高尾利弘君 |
| 地域振興課長 | 高橋裕明君 |
| 経済振興課長 | 森玉城君 |
| 農林水産課長 | 本間力君 |
| 生活環境課長 | 山本康正君 |
| 町民課長 | 畑田正明君 |
| 税務課長 | 久保雅計君 |
| 建設課長 | 竹田敏雄君 |
| 健康福祉課長 | 下河勇生君 |
| 上下水道課長 | 工藤智寿君 |
| 学校教育課長 | 岩本寿彦君 |

高齢者介護課長	田	尻	康	子	君
生涯学習課長	武	永		真	君
経済振興課港湾室長	赤	城	雅	也	君
消 防 長	中	村		諭	君
病院事務長	野	宮	淳	史	君

○職務のため出席した事務局職員

事務局 長	南		光	男	君
主 査	増	田	宏	仁	君

◎開会の宣告

○議長（山本浩平君） それではこれより定例会 3 月会議の議案等に関する議案説明会を開催いたします。

（午前 10 時 00 分）

○議長（山本浩平君） 定例会 3 月会議に町長から提案のある議案は、各会計の補正予算 8 件、新年度の各会計予算 10 件、条例の一部改正・廃止関係 11 件、財産の処分 1 件、合わせて 30 件であります。それでは順次、議案の説明をいただきますが、議案の内容等によりまして、日程の変更をあらかじめ議長に一任していただきたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

それではそのように取り扱いをさせていただきます。

日程第 1、議案第 1 号 平成 28 年度白老町一般会計補正予算（第 12 号）の議案について、説明をお願いいたします。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） それでは議案第 1 号、平成 28 年度白老町一般会計補正予算（第 12 号）について説明をさせていただきます。

中身に入る前にお手元に今回の補正予算に計上しています港湾の災害復旧の関係で図面をお配りしておりますので、そちらをご参照いただきたいと思います。

それから本日の補正予算につきましては、年度末ということで不用額であったり、入札差金の整理であったりというところが主な内容になってございますが、ページ数にして 77 ページということでちょっと膨大になってございますので、説明には多少お時間をちょうだいすることになりますので、その辺ご協力お願いしたいと思います。

それでは早速中身のほうに入らせていただきます。今回の補正予算第 12 号につきましては、歳入歳出それぞれ 3 億 6,554 万 9,000 円の追加でございます。総額につきましては 107 億 2,931 万 4,000 円になるものでございます。

そのほか繰越明許費の補正、それから債務負担行為の補正、地方債の補正、それぞれございます。

続きまして次のページ、「第 1 表 歳入歳出予算補正」、歳入それから歳出、4 ページまでございますが、これにつきましては記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

次に 5 ページ「第 2 表 繰越明許費」、5 事業が新年度に繰り越すということで、内容につきましては歳出のところであわせて説明をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、「第 3 表 債務負担行為補正」、変更と廃止がございます。記載のとおりでござ

います。

続きまして、「第4表 地方債補正」、この表につきましても記載のとおりでございます。中身につきましても歳出のほうで説明をさせていただきたいと思っております。

それでは早速、歳入歳出事項別明細書のほうに進ませさせていただきたいと思っております。歳出のほうから説明をいたします。26 ページをお開きいただきたいと思います。まず、1 款議会費、1 項 1 目議会費、議会運営経費 33 万円の増額補正であります。筆耕翻訳料であります、特別委員会が当初見込みより増加したことによる計上であります。財源につきましては一般財源であります。

続きまして、2 款総務費、1 項 1 目一般管理費、庁舎管理経費 68 万 4,000 円の減額補正であります。臨時職員の共済費 50 万円の減は、清掃職員のうち健康保険対象者の減によるもの。委託料については、それぞれ入札差金の整理による減額であります。財源は一般財源の減となります。職員管理事務経費 49 万 8,000 円の増額補正であります。普通旅費 14 万 4,000 円については、平成 29 年度から国と道に 2 名をそれぞれ派遣するための赴任旅費であります。次に、職員採用試験業務委託料 9 万 6,000 円の減については、当初見込んだ受験者数の減による不用額になります。住宅借上料 45 万円の増額につきましても、派遣職員 2 名の 3 月分の日割家賃と敷金等を計上するものであります。財源は一般財源であります。臨時職員経費 20 万円の減額であります。次のページになります。臨時事務職員の賃金について、実労働日の実績見合いで減額するものであります。財源は雇用保険料本人負担分が 85 万 6,000 円の増で、一般財源は 65 万 6,000 円の減となります。情報化推進経費 113 万 7,000 円の減額補正であります。入札差金等不用額の整理による減額であります。財源は一般財源の減であります。その他一般管理経費 30 万円の減額補正であります。不用額の減額で、財源は一般財源の減であります。番号制度導入事業 186 万 5,000 円の減額補正であります。番号制度導入対応業務委託料 8 万 3,000 円は、入札差金の減額であります。地方公共団体情報システム機構交付金 178 万 2,000 円は、今年度の見込み額の通知が機構からあったことにより不用額を減額するものであります。さらに補正後の額 421 万円のうち、141 万 8,000 円を 29 年度に繰り越すものであります。なお、財源については国庫支出金の精算により 69 万 4,000 円の減、一般財源は 117 万 1,000 円の減となります。情報セキュリティ強化対策事業 50 万円の減額補正であります。セキュリティクラウドオプション使用料であります、ライセンス数の減によるものであります。財源は一般財源の減であります。3 目職員厚生管理費、職員福利厚生経費 12 万 2,000 円の増額補正であります。定期健康診断委託料について、当初見込み数に不足が生じたことから不足分を増額するものであります。財源は一般財源であります。4 目広報広聴費、広報活動経費 89 万 5,000 円の減額補正であります。印刷製本費について、単価及びページ数の減によるもので、財源として雑入の広報誌有料広告掲載料が 32 万 2,000 円の増となり、一般財源は 121 万 7,000 円の減となります。

次のページ、6 目会計管理費、会計事務経費 15 万円の減額補正であります。郵便振替手数料の見込み件数の減によるもので、財源は一般財源の減となります。7 目財産管理費、財産管理

事務経費 32 万 4,000 円の減額補正であります。重機借上料の不用額を減額するものであります。財源は一般財源の減となります。町職員住宅管理経費 10 万円の減額補正であります。修繕料については不用額を減額するものであります。財源は一般財源であります。公共施設等総合管理計画策定事業 34 万 6,000 円の減額補正であります。策定業務委託料は入札差金を減額するもので、財源は一般財源の減となります。町有林管理事業 55 万 7,000 円の減額補正であります。事業量の減による減額で、財源は道費補助金 62 万 4,000 円の減、一般財源は 7 万 1,000 円の増となります。合板・製材生産性強化対策事業 72 万 8,000 円の減額補正であります。委託料及び工事請負費ともに入札による差金の減額であります。財源は道費補助金と同額減となります。8 目車両管理費、共用車等管理経費 30 万円の減額補正であります。燃料費は燃料単価及び使用量の減によるもので、財源は一般財源の減となります。町長公用車更新事業 25 万 5,000 円の減額補正であります。賃借料は入札差金を減額するもので、財源は一般財源の減となります。

次のページです。9 目企画調整費、地域公共交通運行経費 105 万 8,000 円の増額補正であります。元気号の利用見込みの減により収入減となったことから、この見合いで補助金を増額するものであります。財源は一般財源であります。地域公共交通活性化事業 170 万 2,000 円の減額補正であります。旅費については視察先変更等による減、委託料については開始時期が遅延したことに伴う減額であります。財源は一般財源の減となります。移住・定住促進事業 48 万円の減額であります。委託料は草刈り業務委託の不用額を減額、負担金補助及び交付金は、平成 27 年度地方創生加速化交付金による繰越事業の中で負担することとしたので、イベント出展負担金 25 万 1,000 円と、しらおい移住・滞在交流促進協議会補助金 17 万 3,000 円全額を減額するものであります。よって財源についても、当初計上していた北海道市町村振興協会のいきいきふるさと推進助成金 51 万 1,000 円を全額減ずるものであります。地域おこし協力隊活用事業 292 万円の減額補正であります。地域おこし協力隊の報酬 99 万円及び共済費 19 万円の減については、採用期間の短縮によるものであります。以下、旅費、燃料費、地域おこし協力隊支援事業支援業務委託料、公用車賃借料、地域おこし協力隊員住宅助成金については、不用額の整理による減額であります。財源は一般財源の減となります。

次のページです。12 目支所及び出張所費、出張所運営経費 7 万円の減額補正であります。通信運搬費は不用額の整理によるもので、財源は一般財源の減となります。14 目自治振興費、町内会活動育成経費 307 万 9,000 円の減額補正であります。町内会運営費補助金は世帯数の減によるもの、街路灯電気料補助金は実績による減、街路灯設置補助金は執行残の整理、町内会連合会補助金は事務局長の給与調整による減であります。財源は一般財源の減となります。地区コミュニティ支援事業 130 万 8,000 円の減額補正であります。集落支援員の報酬及び共済費については、集落支援員が定員に満たなかったことによる減額であり、財源は一般財源の減となります。白老町町内会街路灯 L E D 化整備事業 12 万 7,000 円の減額補正であります。入札差金を減額するもので、財源は一般財源の減となります。16 目町営防犯灯管理費、町営防犯灯維持管理経費 50 万円の減額補正であります。光熱水費は平成 27 年度から L E D 電球に切りかえて

おり、その実績見合いによる減であります。財源は一般財源の減となります。4項2目参議院議員選挙費、参議院議員選挙経費 267万5,000円の減額補正であります。次のページにまたがりますが、全ての節において業務完了に伴う精算による減額であります。国政選挙のため財源は国庫支出金で賄うものでありますが、期日前投票システムサーバー購入費は、自治体がその一部を支払うと定められており、国の全体予算の配分の中でその分の上乗せ交付がなかったことから、一般財源 67万円を支出することとなり、道支出金は 334万5,000円の減となります。3目胆振海区漁業調整委員会委員選挙費、胆振海区漁業調整委員会委員選挙経費 57万4,000円の減額補正であります。本選挙が無投票となり、事前準備にかかる経費以外を減額するもので、財源も同額道支出金を減とするものであります。

次のページ、3款民生費、1項1目社会福祉総務費、地域福祉推進事業経費、財源振替であります。道支出金の民生委員活動費補助金 4万5,000円が増額となったことにより、一般財源を減額するものであります。年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業 864万円の減額補正であります。本事業は、平成 28 年 6 月定例会の補正予算（第 2 号）にて計上した障害遺族年金受給者を対象とした給付金給付事業であります。平成 27 年度補正予算（第 14 号）で計上し、28 年度に繰り越した同じ事業名で 65 歳以上の非課税者を対象とした給付事業の財源に余剰金が出たことから、国の指導により本事業を全額繰り越し事業に振り替えて実施することとしたことから、本事業を全額減額するものであります。

次に、介護基盤緊急整備等特別対策事業 13万8,000円の計上であります。平成 25 年度に実施した町内の介護施設の施設整備事業に対し、国からの補助金を町を経由して交付したところではありますが、その一部に対象外経費があると国から通知があったことから、当該金額を交付先から一度町に返還させ、町経由で国に返還するための計上であります。

次に、臨時福祉給付金給付事業（経済対策分）6,558万5,000円の計上であります。本年 4 月 1 日から 2 年半分の非課税者を対象とした給付事業で、4 月から 12 月まで 2 名分の臨時職員の共済費及び賃金の計上。さらに消耗品等の需用費、通信運搬費等の手数料及び臨時福祉給付金システム構築業務委託料として 125万3,000円を計上いたします。さらに給付金 5,959万5,000円については、1 人当たり半年分 3,000 円の 5 回分、1 万 5,000 円を対象者 3,973 人と見込み計上するものであります。財源は全額国庫支出金であります。なお、本事業は 29 年度に繰り越して実施するものであります。

次のページです。臨時福祉給付金給付事業 27万6,000円の減額補正であります。本事業は、平成 28 年度 9 月定例会の補正予算（第 2 号）にて計上した 65 歳以上の非課税者を対象とした給付金給付事業であります。対象者見込みの減によるもので、財源は同額国庫支出金を減額するものであります。

続きまして、2目老人福祉費、在宅老人福祉事業経費 36万4,000円の減額補正であります。介護予防生活支援事業委託料は執行残として 54万2,000円を減額、社会福祉法人等サービス利用者負担額減免措置事業の補助金は、利用者の増により 17万8,000円の増となります。財源に

については道費補助金が 13 万 3,000 円の増、利用者負担金が 8 万 2,000 円の減、一般財源は 41 万 5,000 円の減となります。老人福祉活動補助金 12 万円の減額補正であります。高齢者クラブ連合会に対する補助金であります、団体数の減によるものであります。財源は道費補助金が 10 万円、一般財源が 2 万円の減となります。老人福祉単独事業経費 30 万円の減額補正であります。当初見込みの対象者がお亡くなりになったことによる減額で、財源は一般財源の減となります。施設入所者措置費支弁経費 50 万円の減額補正であります。老人保護措置費支弁金が実績見合いで減額するものであります。財源は分担金負担金が 77 万 5,000 円の増額となりますので、一般財源は 127 万 5,000 円の減額となります。地域包括支援センター運営経費 89 万 6,000 円の減額補正であります。臨時職員の賃金及び共済費については執行残、諸会議負担金についても執行残であります。財源は一般財源の減となります。

次のページ、介護保険事業特別会計繰出金 164 万 2,000 円の減額補正であります。介護給付費は給付費の減により 125 万円の減、地域支援事業分はそれぞれ実績見合いによる減、低所得者保険料軽減分は対象者の増により 26 万 7,000 円の増であります。財源は低所得者保険料軽減分の増により、国庫負担金 134 万円、道費負担金 67 万円の増で、一般財源は 184 万 3,000 円の減となります。緊急通報システム更新事業 70 万円の減額補正であります。賃借料であります、執行見込みの残によるものであります。財源は一般財源の減となります。3 目身体障害者福祉費、障害者自立支援給付経費 1,632 万 5,000 円の増額補正であります。扶助費の育成医療費扶助については、白老町在住の児童の心臓疾患による手術及び入院費、治療にかかる医療費を支出するため 1,350 万円を計上いたします。本件にかかる財源は、他の医療扶助制度と同様、国費 2 分の 1、道費 4 分の 1、町費 4 分の 1 という負担割合であります、歳入は 29 年度の申請となることから、今年度は一般財源で賄うこととなります。同じく扶助費の障害者介護給付費 140 万 3,000 円については実績による不足分の増であります。返還金は平成 27 年度障害者自立支援給付費国庫負担金の精算による返還で 144 万 2,000 円を計上いたします。財源については、国費が 1,681 万 2,000 円の減、一般財源は 3,283 万円となります。障害者支援援助経費 30 万 5,000 円の減額補正であります。在宅障害者配食サービス事業の委託料であります、実績見合いにより減額するもので、財源は利用者負担金が 38 万 3,000 円の減、一般財源 7 万 8,000 円の増額となります。地域生活支援事業経費、財源振替であります、地域生活支援事業補助金の精算により国庫支出金 139 万 9,000 円、道支出金 81 万 3,000 円それぞれ減額となったことから、一般財源は 215 万 2,000 円の増額となります。人工透析患者送迎車両購入事業 38 万 7,000 円の減額補正で、入札差金等を減額するもので、財源は同額社会福祉基金を減額いたします。4 目乳幼児福祉費、子ども医療費助成事業 179 万 8,000 円の減額であります。実績見合いによる減額であります。財源は町債が 180 万円の減、一般財源は 2,000 円の増となります。

次のページ、6 目総合保健福祉センター管理運営費、総合保健福祉センター管理運営経費 120 万円の減額補正であります。燃料費 88 万円は燃料単価の下落による減額、下水道使用料 32 万円は使用料の減であります。財源は一般財源の減であります。

続きまして、2項1目児童福祉総務費、子ども育成推進経費18万円の減額補正であります。臨時事務職員の雇用の関係で約1カ月分を減額するもので、財源は国及び道支出金ともに5万1,000円の減、一般財源は7万8,000円の減となります。子育てふれあいセンター管理運営経費、財源振替であります。国庫支出金、道支出金ともに1万7,000円の減により、一般財源は3万4,000円の増額となります。放課後児童対策事業経費36万円の増額補正であります。臨時児童育成指導員を10月から1名増としたことによるものです。財源は国庫支出金、道支出金ともに14万6,000円の増、負担金が11万円の減、一般財源は17万8,000円の増となります。2目児童措置費、児童手当給付費872万円の減額補正であります。対象見込み児童数の減少による減額で、財源は国庫支出金622万2,000円、道支出金125万円の減、一般財源124万8,000円の減となります。4目児童福祉施設費、町立保育園運営経費161万5,000円の減額補正であります。臨時職員の共済費は、常勤臨時保育士の減により100万円の減、賃金は不足分として16万円の増、需用費の賄材料費25万円の減は、海の子保育園の予定児童数見込みの減であります。その他、需用費、委託料、使用料及び賃借料については、不用額の整理による減額であります。財源については保育料が195万7,000円の減、諸収入の広域入所受託収入が5万円の増、職員給食費負担金が5万4,000円の減、一般財源は34万6,000円の増となります。

次のページであります。緑丘保育園運営費等経費、財源振替であります。緑丘保育園に係る保育料が現滞合わせて138万3,000円の減、諸収入の広域入所受託事業収入が228万円の減、一般財源は366万3,000円の増となります。特別保育事業経費192万円の減額補正であります。延長保育が当初2名で予算措置しておりましたが、実績は1名となったことによる減額であります。財源は、国庫支出金及び道支出金ともに28年度の交付金精算として、それぞれ22万円の増となり、一般財源は238万2,000円の減となります。認定こども園運営費等経費、財源振替であります。保育料滞納繰越分9万8,000円の減となり、その分一般財源が増加となります。5目子ども発達支援センター費、子ども発達支援センター子育て支援運営経費32万円の減額補正であります。常勤の臨時保育士の減によるもので、財源は国庫支出金、道支出金ともに16万円の減であります。6目児童館費、美園児童館大規模改修事業23万3,000円の減額補正であります。入札差金の減額であります。財源は国庫支出金8万3,000円、道支出金8万3,000円、町債10万円をそれぞれ減額し、一般財源は3万3,000円の増額となります。

次に、4款環境衛生費、1項1目地域保健費、地域保健医療推進経費12万円の増額補正であります。東胆振の1市4町で負担している小児救急医療支援事業負担金が国の補助金の減により追加で支出することとなり、白老町負担分として12万円の不足分を計上するものであります。財源は一般財源であります。検診管理事務経費240万円の減額補正であります。各種検診委託料について、それぞれ実績見合いにより減額するものであります。財源は一般財源の減であります。国民健康保険事業特別会計繰出金599万円の増額補正であります。保険基盤安定等負担金の精算により増額するもので、財源は国庫支出金212万3,000円、道支出金237万円の増、一般財源は149万7,000円の増となります。母子保健事業経費100万円の減額補正であります。

妊婦一般健康診査委託料は、対象者の減によるものであります。財源は、本事業に充当していた子ども・子育て支援交付金が国費、道費合わせて2万2,000円の減、一般財源は97万8,000円の減額となります。後期高齢者特定健康診査事業経費67万9,000円の減額補正であります。消耗品費は不用額の整理、通信運搬費及び特定健康診査委託料は、当初見込み数の減によるものであります。財源は、雑入として広域連合からの受託事業収入68万5,000円の減、健康診査一部負担金が6,000円の増となります。未熟児養育医療給付事業経費98万7,000円の減であります。養育医療費の実績見合いによる減額であります。財源は、国庫支出金46万7,000円、道支出金23万3,000円、雑入の未熟児医療費徴収金が5万円の減、一般財源は23万7,000円の減となります。3目予防費、予防接種事業経費200万円の減額補正であります。各種予防接種委託料について、実績見合いによりそれぞれ減額するものであります。財源は一般財源の減であります。

次のページです。2項環境衛生費、3目火葬場費、白老葬苑管理経費15万円の減額補正であります。燃料費は灯油単価の減によるもので、財源は一般財源の減となります。3項2目塵芥処理費、環境衛生センター運営経費115万円の減額補正であります。燃料費及び光熱水費は執行残の整理による減額、手数料については不法投棄物の台数の減によるもの、委託料については執行残の整理による減額で、財源は一般財源の減となります。ごみ収集経費15万円の減額補正であります。委託料であります。入札差金の減額で、財源は一般財源の減であります。一般廃棄物広域処理経費380万円の減額補正であります。委託料及び一般廃棄物の広域処理負担金は、ごみ量の減少による減額であります。財源は一般財源の減となります。

次のページです。バイオマス燃料化施設管理運営経費310万円の減額補正であります。臨時職員の共済費及び賃金については、時間外作業の縮減により、合わせて140万円の減額、委託料及び借上料については実績見合いによる減額、原材料費についてはできるだけ安価な原料を使用したこと及び燃料ごみの増加による減額であります。財源は一般財源の減となります。

続きまして、6款農林水産業費、1項1目農業委員会費、農業委員会経費、財源振替であります。歳入の道支出金のうち、農業委員会活動促進事業交付金13万1,000円、農業経営基盤強化事務取扱交付金4,000円が制度改正に伴う減、さらに諸収入の農業年金事務受託収入2万4,000円が額の確定により減額になったことから、合計15万9,000円を一般財源に振りかえるものであります。

次に、2目農業総務費、農業行政事務経費20万円の減額であります。臨時事務職員賃金を一部農業委員会経費に振り替えたことから、不用額を減額するものであります。財源は一般財源の減であります。4目畜産業費、公共牧場管理経費53万1,000円の減額補正であります。草地維持管理委託料であります。放牧頭数の実績に基づく減で、財源は町有牧野使用料の減となります。

次のページです。畜産振興推進事業22万5,000円の増額補正であります。本事業は、肉用牛肥育推進振興資金の利子補給事業であります。平成28年度貸付承認分の利子額が26万4,227

円となりますが、一部繰り上げ償還による過去の貸し付けに係る利子額が減少したことから、差額分として22万5,000円を増額とするものであります。財源は一般財源であります。2項1目林業振興費、私有林対策事業140万9,000円の減額補正であります。実施面積の減による減額するものであります。財源は、道費補助金89万2,000円、ふるさと納税基金繰入金51万7,000円の減となります。3項1目水産振興費、水産経営安定化推進経費78万2,000円の減額補正であります。漁業近代化資金の利子補給であります。貸付利率の減と、当初借り入れ見込みの減によるものであります。財源は一般財源の減であります。

続きまして、7款商工費、1項1目商工振興費、子育て世代・移住者等定住促進支援事業512万6,000円の減額であります。当初予算で2区画分の分譲を見込んだところであります。3件の申し込みがあり、そのうち1件分の266万1,000円を交付し、残り2名分については29年度に支出見込みであることから、残額を減額するものであります。財源は一般財源の減となります。なお、減額は新年度の支出分として商工業振興基金に積み立てるものでございます。

次に、特産品PR事業、財源振替であります。平成29年1月の指定寄附分305万4,000円のうち、経費分として152万6,000円を本事業に充当することとし、同額一般財源を減額するものであります。

次のページです。2項1目観光対策費、観光資源管理経費40万円の減額補正であります。特にポロト公衆トイレの節減による電気料の減によるものであります。財源は一般財源の減であります。8款土木費、1項1目土木総務費、土木施設管理事務経費18万5,000円の減額補正であります。道路台帳経年変化作成委託料6万1,000円は入札差金の減額、北海道災害復旧促進協会負担金は不用額の減額であります。財源は一般財源の減となります。

次に、2項1目道路維持費、道路施設維持補修経費2,034万8,000円の増額補正であります。町道除雪委託料は、今後2回分の全町出動経費分を見込み1,564万7,000円の計上、舗装道路補修委託料については不足分として470万1,000円を増額するもので、財源は一般財源であります。道路排水処理事業11万円の減額補正で、石山・北吉原道路排水処理工事の入札差金を減額するものであります。財源は一般財源の減となります。

次のページです。2目道路新設改良費、町道整備事業事務経費31万4,000円の減額補正であります。燃料費は不用額の整理、町道ストック点検調査業務委託料12万円の減は入札差金の減額、賃借料は不用額の整理による減額であります。財源は一般財源の減となります。町道整備事業104万5,000円の減額補正であります。飛生1番線舗装工事については入札差金を減額するもので、財源は町債が110万円の減、一般財源は5万5,000円の増となります。町道整備事業（補助事業）2,052万5,000円の減額補正であります。竹浦2番通り改良舗装工事1,814万8,000円の減及びポロト社台線舗装工事238万2,000円の減については、交付金事業の要望額に対して減額されたことによるものであります。財源は国庫支出金が1,206万円の減、町債が920万円の減、一般財源は73万5,000円の増となります。3目橋梁維持費、橋梁長寿命化事業1,600万1,000円の減額補正であります。町道橋点検調査業務委託料13万1,000円の減は入札

差金、調査設計委託料 343 万 3,000 円及び橋梁長寿命化修繕工事 1,244 万 4,000 円の減は要望額に対し減額されたことによるものであります。また、返還金 7,000 円は、平成 27 年度精算分であります。財源は国庫支出金が 504 万円の減、町債が 1,000 万円の減、一般財源は 96 万 1,000 円の減となります。3 項 2 目河川改良費、河川改修事業（補助事業）335 万 8,000 円の減額補正であります。パンノ沢川砂防事業であります。次のページの消耗品費及び燃料費については不用額の整理、調査設計委託料は入札差金の減額であります。財源は国庫支出金 301 万 5,000 円の減、一般財源は 34 万 3,000 円の減となります。3 目排水対策費、排水施設維持補修経費 9 万 8,000 円の減額であります。萩野 12 間線排水路掘削工事の入札差金を減額するもので、財源は一般財源の減となります。4 項 1 目港湾管理費、港湾施設管理経費 149 万 3,000 円の増額補正であります。臨港道路除雪業務委託料を 2 回分計上するもので、財源は一般財源であります。2 目港湾建設費、港湾機能施設整備事業特別会計繰出金 100 万円の減額補正であります。港湾施設整備事業特別会計において、公共上屋使用料及び土地貸付収入が増となったことから、繰出金を減額するものであります。財源は一般財源の減となります。港湾建設事業 3,322 万 6,000 円の減額補正であります。要望額が減額されたことによるもので、財源は町債が 3,340 万円の減、一般財源は 17 万 4,000 円の増となります。

次に、5 項 3 目公園費、公園管理経費 18 万 1,000 円の減額補正であります。公園台帳整備委託料については入札差金を減額するもので、財源は一般財源の減となります。

次のページです。萩の里自然公園維持管理経費 10 万 7,000 円の減額補正であります。臨時作業員の賃金及び公園草刈業務委託料については不用額を減額するもので、財源は一般財源の減となります。公園施設里親事業経費 7 万 8,000 円の減額補正であります。傷害保険料であります。当初見込み数の減によるもので、財源は一般財源の減となります。6 項 2 目住宅管理費、町営住宅維持管理経費、財源振替であります。町営住宅使用料を 51 万 1,000 円減額し、国庫支出金を同額増額するものであります。町営住宅改修事業 1,625 万 3,000 円の減額補正であります。美園団地外壁改修工事 178 万 4,000 円の減は入札差金を整理するもので、美園団地給水管改修工事 1,446 万 9,000 円の減については、要望額が減額されたことによるものであります。財源は国庫支出金 847 万 7,000 円の減、町債は 850 万円の減、一般財源は 72 万 4,000 円の増となります。

次に、9 款消防費、1 項 1 目常備消防費、消防本部運営経費 67 万円の減額補正であります。臨時職員、共済費及び賃金については超過時間外分の減で、消耗品は被服等貸与品の入札差金を減額するものであります。財源は一般財源の減であります。

次のページです。職員訓練研修経費 12 万円の減額補正であります。職員の退職があったことによる見込み数の減であります。財源は一般財源の減となります。消防用資機材整備・更新事業 18 万円の減額補正であります。入札差金を減額するもので、財源は一般財源の減となります。4 目災害対策費、災害対策経費 66 万 8,000 円の減額補正であります。災害応急作業委託料及び重機借上料ともに不用額の整理による減額で、財源は一般財源の減となります。

10 款教育費、1 項 4 目指導厚生費、教職員福利厚生経費 15 万円の減額補正であります。教職員総合身体検査の負担金は、当初見込み数の減によるものであります。財源は一般財源の減となります。2 項 1 目学校管理費、小学校運営経費 34 万 6,000 円の減額補正であります。不用額の整理による減額で、財源は一般財源の減となります。小学校施設管理経費 150 万 3,000 円の減額補正であります。次のページです。光熱水費 116 万 5,000 円は、新電力の導入によるものです。下水道使用料は不用額の整理による減額であります。財源については一般財源の減となります。小学校耐震化対策事業 599 万 5,000 円の減額補正であります。入札差金を減額するもので、財源は町債が 600 万円の減、一般財源は 5,000 円の増となります。2 目教育振興費、小学校教育振興一般経費 20 万 6,000 円の減額補正であります。社会科副読本の入札差金を減額するもので、財源は一般財源の減となります。小学校就学援助、特別支援教育就学奨励事業経費 161 万 5,000 円の減額補正であります。それぞれの扶助費について実績見合いにより減額するものであります。財源は一般財源の減となります。3 項中学校費、1 目学校管理費、中学校施設管理経費 121 万 7,000 円の減額補正であります。光熱水費は小学校と同様、新電力の導入による減額であります。床面特別清掃委託料は、白老中学校が平成 29 年度に改修工事を予定しているため、同校の清掃を見送ったことによりものであります。財源は一般財源の減となります。中学校施設整備事業 710 万 6,000 円の増額補正であります。経費率が増加したことによるもので、財源は全額国の交付金を充当いたします。なお、本事業については、昨年 12 月の定例会にて可決した一般会計補正予算（第 10 号）の中学校施設整備事業費 2 億 3,619 万 3,000 円と合算した 2 億 4,329 万 9,000 円を 29 年度に繰り越して実施する事業でございます。

次のページであります。2 目教育振興費、中学校就学援助、特別支援教育就学奨励事業経費 86 万円の減額補正であります。それぞれの扶助費について実績見合いによる減額であります。財源は一般財源の減となります。5 項 2 目公民館費、公民館管理運営経費 189 万円の減額補正であります。清掃作業員の賃金は実績見合いによる減、燃料費は燃料単価及び使用料の減によるもの。光熱水費は主に新電力の導入によるものであります。財源は一般財源の減となります。3 目図書館費、図書等購入経費 12 万円の増額補正であります。白老町青色申告会様及び山口労務行政事務所様から指定寄附があったことから、寄附金を財源として増額するものであります。6 項 1 目保健体育総務費、スポーツ団体支援事業経費 24 万 9,000 円の増額補正であります。児童生徒スポーツ大会派遣費について 3 件の新規申請があり、内容といたしましては全て白翔中学校でございますが、三重県で行われた第 22 回全日本ユースアンダー15 フットサル大会に 4 名の参加、旭川市で行われた第 35 回北海道中学生新人バドミントン競技選手権大会に選手 1 名、引率 1 名の参加、札幌市で行われた第 43 回北海道中学生インドアソフトテニス選手権大会に選手 2 名、引率 1 名の参加に対するものであります。財源は一般財源であります。

次に、2 目体育施設費、総合体育館トレーニング機器購入事業 71 万 3,000 円の減額補正であります。入札差金を減額するもので、財源は体育振興基金の減となります。

次に、町民温水プール幼児及び児童用プール防水改修事業 20 万 6,000 円の減額補正でありま

す。入札差金を減額するもので、財源については一般財源の減となります。

次のページです。町民温水プールパネルヒーター改修事業 11 万 9,000 円の減額補正であります。入札差金を減額するもので、財源は一般財源の減となります。7 項 1 目しらおい食育防災センター管理運営費、しらおい食育防災センター事務経費 10 万円の減額補正であります。印刷製本費は給食献立表印刷経費の減によるもので、財源は一般財源の減となります。しらおい食育防災センター運営経費、504 万 1,000 円の減額補正であります。燃料費は燃料単価及び使用料の減、光熱水費は新電力の導入による減、委託料については廃棄物収集・運搬業務委託料は廃棄物量の減によるもの、それ以外の委託料については入札差金を減額するものであります。財源は一般財源の減となります。学校給食用牛乳保冷庫設置事業 9 万 2,000 円の減額補正であります。入札差金を減額するもので、財源はふるさと納税基金繰入金の減となります。

11 款災害復旧費、1 項 4 目港湾施設災害復旧費、港湾施設災害復旧事業 5,207 万 4,000 円の増額補正であります。平成 28 年 8 月 30、31 日の台風 10 号の影響により、臨港道路 22 号線、23 号線及び西埠頭第 1 荷さばき地の先端部が波の洗掘により陥没崩壊の被災を受けたことから、直轄災害復旧事業として復旧工事を実施することとなりました。これにより事業費 2 億 6,037 万円に対し、管理者負担金 20%分を支出するものであります。財源については 5,200 万円が直轄災害復旧事業債で、交付税措置は 100%、一般財源は 7 万 4,000 円となります。被災箇所図については、別添配付しているものであります。

続きまして、12 款公債費、1 項 1 目元金、長期債元金償還費 3,330 万円の増額補正であります。平成 19 年度に行政改革推進債として 6,660 万円を借り入れた分の残高 3,330 万円を繰り上げ償還する予定で計上するものであります。財源は一般財源であります。

2 目利子、長期債利子支払費 1,000 万円の減額補正であります。長期債利子の当初見込みに対する実績見込みによる減であります。財源は一般財源の減であります。

13 款給与費、1 項 1 目給与費、職員等人件費 1,519 万 4,000 円の減額補正であります。給料の一般職員分 1,213 万 5,000 円については退職者、会計間移動、事業費振り替えによる減額であります。再任用分 240 万 7,000 円は、会計間の異動による減額であります。次のページの嘱託職員分 211 万 6,000 円については、地域担当職員分を他の事業で支出したことによる減額であります。それから派遣職員に係る負担金 146 万 4,000 円は、派遣要綱に基づき管理職手当、勤勉手当について、町で支出する分を増額するものであります。なお、人件費に対する特定財源として保育料が現滞合わせて 166 万 2,000 円の減、子ども・子育て支援交付金が国、道支出金それぞれ 111 万 4,000 円の増、雑入の児童発達支援費 270 万円などを合わせて 461 万 3,000 円の増となり、一般財源は 1,981 万 2,000 円の減となります。

○議長（山本浩平君） ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前 10 時 58 分

再開 午前 11 時 10 分

○議長（山本浩平君） それでは休憩前に引き続き、議案説明会を再開いたします。

続けて、大黒財政課長お願いいたします。

○財政課長（大黒克己君） それでは74ページ、14款諸支出金から続けさせていただきます。

1項1目基金管理費、各種基金積立金3億7,526万円の増額補正であります。積立金の利子分及び繰り替え運用利子分については、それぞれ実績見合いの増減であります。まず、財政調整基金の積み増し分3億6,555万6,000円は、象徴空間整備用地の国への売却に伴う売払収入を全額積み立てるものであります。なお、売払額の7割分の2億5,588万8,580円が今年度中に入金され、残額の1億966万6,535円が29年度に入金されることになっているため、積立金として1億966万7,000円を29年度に繰り越すものであります。商工業振興基金積立金寄付分の100万円は、株式会社ケイホク様より港湾関連事業資金としての指定寄附分であります。また積み増し分764万2,000円は、子育て世代移住者等定住促進支援事業の次年度支払い分でございます。

それから次のページになりますが、ふるさとGENKI応援寄附金基金積立金の寄附分152万8,000円は、本年1月分の指定寄附分から経費分を差し引いた額の積み立てであります。以上で歳出を終わらせていただき、戻って歳入のほうの説明をいたします。

8ページへお戻りください。歳入につきましては、一般財源のみを説明をさせていただきたいと思っております。まず8ページの上段、11款地方交付税、1項1目地方交付税、普通交付税784万3,000円の減額補正でございます。これによりまして留保分は1,616万7,000円となります。

続きまして、16ページをお開きください。財産収入でございます。17款財産収入、1項1目財産貸付収入、港湾関連施設用地貸付収入1,581万8,000円の増額補正は、港湾施設用地の短期貸付分の増によるものであります。

続きまして、18ページになります。同じく財産収入、2項1目不動産売払収入、町有地売払収入3億6,807万1,000円は、国への売却分3億6,555万5,000円、子育て世代移住者等定住促進支援事業に係る追加売払分251万6,000円の計上であります。

次に20ページになります。中段です。19款繰入金、1項12目他会計繰入金、墓園造成事業特別会計繰入金88万3,000円の増額補正については、墓園会計の廃止に伴い、墓園造成事業基金の残額を一般会計へ繰り入れするものであります。

それから最後でございますが、次の22ページ、21款諸収入、5項5目雑入の過年度支出返戻金13万7,000円、これにつきましては歳出のほうで説明いたしました介護基盤緊急整備等特別対策事業の交付者からの返還金でございます。以上で歳入も終了し、補正予算第12号の説明についてはこれで終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第1号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第1号の議案説明を終了いたします。

日程第2、議案第2号 平成28年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の議案について説明をお願いいたします。

畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） それでは、議2-1をお開き下さい。議案第2号でございます。平成28年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億6,388万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億2,470万8,000円とする補正でございます。

次に、2ページ3ページ「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

次に、歳入歳出事項別明細書の歳出から説明させていただきますので、10ページをお開きください。歳出、2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費、これにつきましては4,416万8,000円の減額でございます。28年度医療費の決算見込みによる減額補正でございます。財源につきましては、国庫支出金の減額及び療養給付費等交付金、道支出金、繰入金の増額で対応いたします。

続いて、1項2目退職者被保険者等療養給付費につきましても、28年度医療費の決算見込みによる減額補正で7,125万9,000円の減額でございます。財源につきましては療養給付費等交付金の減額でございます。

続いて、2項2目退職被保険者等高額療養費につきましても、28年度退職被保険者の高額療養費の決算見込みによる減額補正で757万7,000円の減額でございます。財源につきましては療養給付費等交付金の減額でございます。

次に、6款介護納付金であります。1項1目介護納付金1,276万円の減額補正でございます。これにつきましては、納付金の28年度概算支払い額が確定したことによる減額でございます。

続きまして、12ページをお開きください。7款共同事業拠出金、1項1目高額医療費拠出金214万5,000円の増額補正でございます。平成28年度分の拠出金の額が確定したことによる増額でございます。財源につきましては、国庫支出金及び道支出金の増額でございます。

続いて、3目保険財政共同事業拠出金3,897万円の減額補正でございます。これにつきましても、平成28年度分の拠出金の額が確定したことによる減額でございます。財源につきましては、共同事業交付金の減額でございます。

次に、8款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費、特定健康診査委託料201万5,000円の減額でございます。これにつきましては実績見込みによる減額補正でございます。財源につきましては、国庫支出金及び道支出金の減額と諸収入の減額でございます。

続いて、2項1目保健衛生普及費、健康づくり指導経費、短期人間ドック委託料109万3,000円の減額補正でございます。こちらも実績見込みによる減額補正でございます。財源につきましては、一般財源の減額でございます。

14 ページをお開きください。11 款諸支出金、1 項 3 目償還金 733 万 7,000 円の増額補正でございます。内容につきましては、前年度、平成 27 年度の国民健康保険療養給付費等負担金の額の確定によりまして、国庫支出金の超過交付額 662 万 5,000 円の返還と、同じく前年度 27 年度の特健康診査等負担金の額の確定によりまして、国及び道支出金の超過交付額がそれぞれ 35 万 6,000 円、合わせて 733 万 7,000 円の返還でございます。財源につきましては一般財源の増額でございます。

次に、2 項 1 目直営診療施設勘定繰出金、国民健康保険病院事業会計繰出金 447 万 2,000 円の計上でございます。内容につきましては、町立病院の緊急患者受入態勢支援事業及び医師等の確保支援事業に対して特別調整交付金の助成を受けるものであります。これにつきましては国保会計を通して申請しまして、町立病院会計のほうに繰り出しするものでございます。財源につきましては、国庫支出金を充てるものでございます。これで歳出を終わります。

続きまして、歳入でございます。4 ページにお戻りください。2 款国庫支出金、1 項 1 目療養給付費等負担金 7,401 万円の減額補正でございます。平成 28 年度分の療養給付費等の実績見込みによる減額でございます。

続いて、2 目高額医療費等共同事業負担金 53 万 6,000 円の増額補正でございます。これにつきましては、平成 28 年度分の額が確定したことによる増額でございます。

続いて、3 目特定健康診査等負担金 46 万 8,000 円の増額補正でございます。これにつきましては、補助基準額の増による増額でございます。

続いて、2 項 1 目財政調整交付金 1,681 万 9,000 円の減額補正でございます。先ほど歳出で説明しましたが、町立病院会計への繰出金と今回の補正予算での収支見合い額の調整による減額でございます。

次に、3 款療養給付費等交付金、1 項 1 目療養給付費等交付金 3,195 万 4,000 円の減額補正でございます。これにつきましても、28 年度現年度分の退職被保険者医療に係る療養給付等の実績見込みによる 4,567 万 1,000 円の減額と、27 年度過年度分の療養給付費等の確定に伴う精算で 1,371 万 7,000 円の増額でございます。

続いて、5 款道支出金、6 ページです。1 項 1 目高額医療費共同事業負担金 53 万 6,000 円の増額補正でございます。これにつきましても、拠出金の額が確定したことによる増額でございます。

続いて、2 目特定健康診査等負担金 46 万 8,000 円の増額補正でございます。これも国庫補助金と同じく補助基準額のアップによる増額でございます。

次に、7 款共同事業交付金、1 項 1 目共同事業交付金 1,301 万 3,000 円の減額補正でございます。これにつきましては、医療費が 80 万円を超える高額医療費に係る交付金が確定したことによる減額でございます。

続いて、2 目保険財政共同安定化事業交付金 3,639 万 3,000 円の減額補正でございます。これにつきましては、80 万円までの全ての医療費に係る交付金が確定したことによる増額ござ

います。

次に、9款繰入金、1項1目一般会計繰入金598万9,000円の増額補正でございます。これにつきましては、保険基盤安定分としての保険税軽減及び保険者支援の繰入額が確定したことによる増額でございます。

続いて、11款諸収入、8ページをお開きください。3項1目特定健康診査等一部負担金11万6,000円の減額補正でございます。これにつきましては、受診者の実績見合いによる減額でございます。

次に、4項3目一般被保険者返納金、出産育児一時金過誤納金返納金42万円の増額補正でございます。これにつきましては、当初国保から出産育児一時金として42万円を支給しましたが、社会保険から国保に加入して6カ月以内の出産であることが判明したことによります返納金でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第2号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第2号の議案説明を終わります。

日程第3、議案第3号、平成28年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の議案について説明をお願いいたします。

畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） それでは、議3-1をお開きください。議案第3号でございます。

平成28年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ774万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,564万8,000円とする補正でございます。

続きまして、2ページ、3ページ、「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりなので説明を省略させていただきます。

次に歳入歳出事項別明細書の歳出、6ページをお開きください。歳出、1款分担金及び負担金、1項1目広域連合分賦金、北海道広域連合負担金804万6,000円の増額補正でございます。後期高齢者医療保険料につきましては、被保険者から徴収した保険料を北海道広域連合に納付するものですが、平成28年度の保険料の実績見合いにより804万6,000円を増額補正するものでございます。財源につきましては後期高齢者医療保険料の増額でございます。

次に、3款諸支出金、1項1目保険料還付金、後期高齢者医療保険料過誤納納付金還付金30万円の減額補正でございます。これにつきましても、還付金の実績見込みによる30万円の減額をするものであります。財源については諸収入の財源でございます。

続きまして4ページに戻りまして、歳入でございます。1款後期高齢者医療保険料、1項1

目後期高齢者医療保険料 804 万 6,000 円の増額補正でございます。歳出でもご説明いたしました、保険料の実績見込みによる補正でございます。内容につきましては、現年度分特別徴収保険料が 471 万 1,000 円の増額、現年度分普通徴収保険料が 373 万 8,000 円の増額、滞納繰越分普通徴収保険料が 40 万 3,000 円の減額で、合計 804 万 6,000 円の増でございます。

次に、4 款諸収入、2 項 1 目保険料還付金 30 万円の減額補正でございます。保険料還付金の実績見込みにより 30 万円減額補正するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第 3 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 3 号の議案説明を終わります。

日程第 4、議案第 4 号 平成 28 年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の議案について説明をお願いいたします。

工藤上下水道課長。

○上下水道課長（工藤智寿君） それでは、議 4-1 をお開きください。議案第 4 号でございます。平成 28 年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

今回の補正につきましては、主に不用額等の整理でございますが、歳入歳出それぞれ 1 億 74 万 8,000 円を減額し、総額を 12 億 8,601 万 5,000 円とする補正でございます。

次に 2 ページ「第 1 表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

次に 4 ページをお開きください。「第 2 表 債務負担行為補正」につきましても、記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。5 ページの「第 3 表 地方債補正」につきましては、事業確定に伴う限度額の補正でございます。

次に、歳入歳出事項別明細書でございます。最初に歳出を説明させていただきたいと思っております。

10 ページをお開きください。1 款 1 項 1 目下水道総務費 162 万円の減額、下水道業務一般会計事務経費、27 節公課費については、消費税納付額の確定によるものでございます。（2）水洗便所普及・排水整備促進経費については、貸付実績による不用額の整理でございます。2 目下水道維持管理費 173 万 9,000 円の減額、（1）管渠維持管理事業については、管渠維持補修工事の入札差金による不用額の整理でございます。

次に、2 項 1 目下水道施設費 9,486 万 8,000 円の減額、13 節委託料については入札差金と当初見込んでいた調査の一部が不要となったことによる減額、15 節工事請負費については入札差金と実施設計の結果から予定した施設の一部が不要となったことと、価格調査により主要部材

が安価になったことによる執行残の整理でございます。

次に 12 ページをお開きください。2 款公債費、1 項 2 目利子 252 万 1,000 円の減額でございます。新規借入起債の利率の減少等に伴っての減でございます。

続いて歳入でございます。6 ページにお戻りください。2 款 1 項 1 目下水道使用料 59 万 1,000 円の減額につきましては、先ほど説明した歳出の不用額等整理に伴い、見合いの額を減額調整するものでございます。

次に、3 款 1 項 1 目都市計画事業補助金 5,170 万 7,000 円の減額につきましては、事業費の確定に伴う補助金、社会資本整備総合交付金の精算でございます。6 款 3 項 1 目貸付金元金収入 45 万円の減額につきましては、水洗化資金の貸付実績に伴う貸付元金の減でございます。7 款 1 項 1 目下水道債 4,800 万円の減額については、対象事業費等の確定による減額を計上するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第 4 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 4 号の議案説明を終わります。

日程第 5、議案第 5 号 平成 28 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第 2 号）の議案について説明をお願いいたします。

赤城経済振興課港湾室長。

○経済振興課港湾室長（赤城雅也君） 議 5-1 です。議案第 5 号、平成 28 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ 51 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ 6,834 万円とするものであります。

次のページです。「第 1 表 歳入歳出予算補正」につきましては、記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

次のページ、歳入歳出事項別明細書につきましては、歳出からご説明を申し上げます。6 ページをお開きください。1 款港湾機能施設運営費、1 項 1 目港湾機能施設運営費 51 万 7,000 円の増額でございます。11 節需用費、光熱水費 21 万 1,000 円の増、上屋の電気料 13 万円と船舶給水水道料金の 8 万 1,000 円でございます。13 節委託料、船舶給水業務委託料、13 隻分の増で 2 万 2,000 円の増額となっております。27 節公課費、その他公課費で 28 万 4,000 円の増、消費税確定申告中間額不足分でございます。

4 ページへお戻りください。歳入でございます。1 款使用料及び手数料、1 項 1 目港湾使用料、公共上屋使用料 137 万 2,000 円の増額でございます。3 カ月間のスポット利用がございました。

2 款財産収入、1 項 1 目財産貸付収入 14 万 5,000 円の増額でございます。工事で利用面積が

ふえました。

3款繰入金、1項1目他会計繰入金100万円の減額でございます。上屋使用料及び土地貸付収入の増額により減額するものであります。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第5号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第5号の議案説明を終わります。

日程第6、議案第6号 平成28年度白老町墓園造成事業特別会計補正予算（第4号）の議案について説明をお願いいたします。

山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） それでは、議6-1をお開きください。議案第6号でございます。平成28年度白老町墓園造成事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ88万3,000円を追加し、総額を2,918万6,000円とするものでございます。

次のページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

次のページ、歳入歳出事項別明細書につきましては、歳出のほうから説明をさせていただきます。6ページをお開きください。3款繰出金、1項1目繰出金、一般会計繰出金は88万3,000円の増額でございます。これは、このたび白老町墓園造成事業基金を廃止することに伴い、基金の残額を一般会計に戻すものでございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。4ページにお戻りください。3款繰入金、2項1目基金繰入金、墓園造成事業基金繰入金は88万3,000円の増額でございます。先ほど歳出でご説明したとおり、白老町墓園造成事業基金を廃止するため、残金を全て取り崩すものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第6号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第6号の議案説明を終わります。

日程第7、議案第7号 平成28年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の議案について説明をお願いいたします。

田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） 議7-1をお開きください。議案第7号、平成28年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,407万円を減額し、歳入歳出の総額21億623万円とするものでございます。

2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

それでは、歳入歳出事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。10ページをお開きください。歳出でございます。1款総務費、1項1目一般管理費、介護保険運営経費33万円の増額補正で通信運搬費の不用額整理の減額及び介護報酬改定に伴うシステム改修委託料の増額で、改修費用の一部が人口規模に応じた国庫補助金となっております。

2款保険給付費、1項1目介護給付費1,200万円の増額補正で、1カ月当たりの要介護認定者の在宅サービス利用者数534人の見込みに対して556人と増加していることから増額するものでございます。2目介護予防給付費でございますが、1,400万円の減額補正で1カ月当たりの要支援認定者の在宅サービス利用者数286人の見込みに対して、269人と減少していることから減額するものでございます。

12ページをお開きください。2項1目高額介護サービス経費200万円の増額補正で、当初と比較して対象者数の増額によるものでございます。3項1目特定入所者介護サービス経費1,000万円の減額補正で要介護認定者が介護保険施設入所に要する食費及び居住費につき、低所得者に対する補足給付を行うものでございます。本年度の制度改正に伴い非課税年金収入も含めて判定した結果、利用者負担段階の変更による減少でございます。

3款地域支援事業費、1項1目介護二次予防高齢者施策事務経費100万円の減額補正で主に二次予防高齢者に対する通所型介護予防委託料の減額でございます。

14ページをお開きください。2目介護一次予防高齢者施策事業費、高齢者健康づくり事業経費100万円の減額補正で、主に高齢者健康づくり事業にかかわる不用額整理による減額でございます。2項1目総合相談事業経費120万円の減額補正で、不用額の整理による減額でございます。3目任意事業費、地域自立生活支援事業経費100万円の減額補正で、身寄りのない認知症高齢者等の方の町長申し立てにかかる審判請求費用等々、配食サービス委託料の不用額の整理による減額でございます。4目生活支援体制整備事業経費の20万円の減額補正は、不用額整理による減額でございます。これで歳出を終わらせていただきます。

次に、歳入の説明をさせていただきます。4ページをお開きください。歳入でございます。2款分担金及び負担金、1項1目地域支援事業負担金34万6,000円の減額補正で介護二次予防高齢者通所介護事業負担金と、配食サービス事業負担金の減額でございます。

3款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金221万2,000円の減額補正で当初の見込み額よりも交付内示額が減額によるものでございます。2項1目調整交付金217万3,000円の減額で、交付内示額に対する増額でございます。2目地域支援事業交付金（介護予防事業）47万4,000

円の減額で交付内示額に対する整理でございます。3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）84万円の減額で、交付内示額に対する整理でございます。4目介護保険事業費補助金33万円の増額で歳出でご説明いたしました介護保険システム改修に伴う補助金でございます。

6ページをお開きください。4款道支出金、1項1目介護給付費負担金20万3,000円の減額で、交付内示額に対する整理でございます。3項1目地域支援事業交付金（介護予防事業）23万7,000円の減額で交付内示額に対する整理でございます。2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）42万円の減額で交付内示額に対する整理でございます。

5款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金1,146万6,000円の減額で交付内示額に対する整理でございます。2目地域支援事業支援交付金53万1,000円の減額で交付内示額に対する整理でございます。

8ページをお開きください。7款繰入金、1項1目介護給付費繰入金125万円の減額補正で介護給付費に対する一般会計負担分で負担割合は12.5%でございます。2目地域支援事業繰入金（介護予防事業）23万8,000円の減額で町の負担割合は12.5%でございます。3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）42万1,000円の減額で町負担割合は19.5%でございます。4目その他一般会計繰入金26万7,000円の増額補正で歳出でご説明いたしました総務費に係る一般会計繰入金でございます。2項1目介護保険基金繰入金179万8,000円の増額補正で介護給付費見込み額に対する公費負担分の国、道支払い基金が少なくなるため事業基金の繰り入れでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第7号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第7号の議案説明を終わります。

日程第8、議案第8号 平成28年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）の議案について説明をお願いいたします。

野宮町立病院事務長。

○町立病院事務長（野宮淳史君） 議8-1をお開き願います。議案第8号でございます。平成28年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正につきましては、他会計からの繰入金447万2,000円を歳入として増額補正するものでございます。第1款の病院事業収益につきましては、既決予定額8億4,990万4,000円に447万2,000円を追加し、8億5,437万6,000円とする内容になってございます。

議8-2でございます。平成28年白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算実施計画書につきましては、記載のとおりでございますので説明は省略させていただきます。

議8-3の収益的収入についてご説明申し上げます。今回の補正の内容につきましては、平

成 28 年度において、国民健康保険事業特別会計から他会計補助金として 447 万 2,000 円を医業外収益に増額計上する内容となっております。内訳でございますけれども、平成 28 年度国民健康保険直営診療施設特別調整交付金といたしまして、救急患者受け入れ態勢支援事業で 408 万 5,000 円、また医師及び看護師等の確保事業といたしまして 38 万 7,000 円の 2 事業分、合わせて 447 万 2,000 円となっております。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第 8 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 8 号の議案説明を終わります。

それでは暫時休憩といたします。

休憩 午前 11 時 53 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（山本浩平君） 休憩前に引き続き、議案説明会を再開いたします。

次の日程に入る前にお諮りしたいと思います。日程第 9 から日程第 17 までの条例の一部改正、廃止 11 件の議案説明についてであります。議案第 29 号の条例廃止につきましては、全文を朗読し説明させることとし、議案第 19 号から議案第 28 号の条例の一部改正は、長文の改正条文については朗読を省略し、議案説明、新旧対照表及び資料により、簡潔に説明させることといたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

それではそのように取り扱いをさせていただきます。

次に、日程第 9、議案第 19 号 白老町課設置条例の一部を改正する条例の制定についての議案について、説明をお願いいたします。

岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） 議 19-1 をお開きください。議案第 19 号です。白老町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。改正条文は省略をいたします。

次のページ、議 19-2、附則でございます。この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

議 19-3、議案説明です。2020 年の「民族共生の象徴となる空間」開設に向けて、周辺整備や地域活性化などの喫緊の課題に対し、さらに迅速かつ円滑に推進できる体制を整備するため、本条例の一部を改正するものでございます。

次のページの白老町課設置条例新旧対照表は記載のとおりでございます。

次に、議案説明資料により改正の内容をご説明いたします。黄色のこちらのほうを見ていただきたいと思っております。その後のほうに議案第 19 号の議案説明資料ということでおつけしてござ

います。平成 29 年度白老町組織の一部見直しについてということです。1. 民族共生象徴空間整備推進体制の強化ということでございます。2020 年の開設を 3 年後に控えまして、国立アイヌ民族博物館及び国立民族共生公園の整備が本格的に始まるほか、北海道による周辺道路整備等が進められます。本町においても、国・北海道・関係機関との連携を強化し、町道、駐車場、商業施設、温泉宿泊施設等の周辺関連施設等の整備をこの 3 年間で集中して取り組まなければなりません。そのため「地域振興課」・「アイヌ施策推進室」の 1 課 1 室の体制をさらに強化し、周辺整備の推進を明確にして取り組むものでございます。

①国が整備する象徴空間（国立アイヌ民族博物館及び国立民族共生公園等）に関し、国、北海道、関係機関等や庁内関係課との連絡調整、運営法人との連絡調整など、開設に向けた取り組みを行うほか、イオル再生、アイヌ文化の振興等、アイヌ政策を総合的に推進するため、「アイヌ施策推進室」を室から課に格上げし「アイヌ総合政策課」を新設いたします。

②象徴空間の整備に合わせ、町道、駐車場、商業施設、温泉施設、象徴空間の周辺関連施設の整備など、本町としての象徴空間受け入れの環境整備を行うとともに、100 万人を超える来訪者を目標にした新たなまちづくりへ発展させるため、「象徴空間周辺整備推進課」を新設します。

③この 2 つの課の連携・協力を高め統括するため、「象徴空間整備統括監（課長職）」を配置いたします。

④地域振興課コミュニティ推進グループは企画課に移設し、町内会や地区コミュニティに関すること、多文化共生や協働のまちづくり、コミュニティバス等について所管します。

⑤現在、地域振興課地域活性化グループが所管するまちづくり会社設立に関する業務は経済振興課に移管します。

2. 町立病院改築に向けた体制の強化でございます。町立病院改築基本構想の整備スケジュールに基づき、病院改築の準備を進めるとともに、一般財団法人苫小牧保健センターとの協議、意見交換を行うため、「病院改築準備担当参事（課長職）」を配置いたします。

次のページです。参考資料です。1. 組織の推移でございますが、平成 29 年度の予定としてでございます。平成 29 年度は 2 局 16 課 4 室その他 5、合計で 27 部署でございます。注意書き 1、2、3、4 は、記載のとおりでございます。

それから、2. 課長職の人数推移につきましては、平成 29 年度の予定では、課長職 23 名、室長 4 名、統括監 1 名、参事 1 名、合計 29 名ということで、課長職が 2 名ふえるという状況になってございます。以上で説明を終わります。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第 19 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。11 番、西田祐子議員。

○11 番（西田祐子君） 今の組織のなのですけれども、課長職が 2 人と、それから担当参事がお 1 人と、それと統括監がお 1 人、全部で 4 名の話というふうに理解していいでしょうか。

その辺がちょっとごちゃごちゃとしていてわからなかったのが一つと、それとこれは今いろいろと分けられましたけれども、これは全体の組織図、これの体系というのですか、それからそれぞれの課が何をやるのかということをしてできればわかりやすく下のほうに何というのですか、それぞれの組織がやる、そういうものを配付していただければと思うのですけれども。

○議長（山本浩平君） 内容については、この議案第 19 号、議案説明資料の中に書いているのですけれども、組織図として欲しいということですか。

岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） 一つ目です。今のご質問は課長職の人数ということがまず 1 点目にございましたが、課長職と室長職については人数的には現行と変わりはないのですが、先ほどお話ししたとおり、統括監と参事、統括監は象徴空間関係で 1 名と、それから病院の改築の関係の担当参事ということで 1 名ということで、合わせて 2 名がふえるということで、先ほどご説明しました課長職の人数推移の中のプラス 2 という、そういう形になります。

それと組織図については、後日、これは配付させていただきたいと思います。以上です。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第 19 号の議案説明を終わります。

次に日程第 10、議案第 20 号 白老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第 21 号 白老町職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての 2 議案について一括して説明をお願いいたします。

岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） それでは議 20-1 をお開きください。議案第 20 号、白老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定と、それから議案第 21 号、白老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、この二つをご説明させていただきます。この二つの条例の改正につきましては、昨年 8 月の人事院勧告に基づく改正でございまして、関連がありますので二つの条例改正について一括でご説明をさせていただきますと思います。

まず議案第 20 号のほうです。白老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。改正条文につきましては省略をさせていただきます。

議 20-3、附則でございます。まず（施行期日）、1. この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行します。（経過措置）、2. 改正前の白老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 15 条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下「初日」という。）から起算して 6 月を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の白老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 15 条第 1

項に規定する指定期間については、任命権者は規則で定めるところにより、初日から当該職員の申し出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとするという、経過措置を設けてございます。

次のページです。議案説明です。平成28年8月の人事院勧告を踏まえ、国において、育児または介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、民間及び国家公務員に係る規定の改正内容に準じ、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部が改正されたことから、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するとともに、介護休暇の取得可能期間を分割して取得することができるようにする等の措置を講ずることとするため、本条例の一部を改正するものでございます。白老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対称表は、記載のとおりでございます。

続きまして、議案第21号のほうを先にまたご説明をさせていただきます。議21-1をお開きください。白老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

改正条文は省略をいたします。議21-3をお開きください。附則でございます。この条例は、平成29年4月1日から施行する。

次のページ、議案説明でございます。平成28年8月の人事院勧告を踏まえ、国において、育児または介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、民間及び国家公務員に係る規定の改正内容に準じ、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部が改正されたことから、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大し、非常勤職員に関する育児休業等の取得要件を緩和するとともに、その他所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、この二つの条例改正の説明をさせてもらいたいと思います。先ほどの黄色い表紙のほうを見ていただきたいと思います。その中に、白老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正概要というものがございますので、この内容で二つの議案の改正内容を説明をさせていただきますと思います。よろしいでしょうか。

それで、まず枠組みをさせていただきますが、平成28年人事院勧告における育児休業法改正の意見の申出及び勤務時間法改正の勧告のポイントということで、昨年8月に人事院勧告の中で国家公務員の給与の関係と合わせて、この育児休業法の改正の意見の申出と、勤務時間法改正の勧告が出てございました。今回この勧告に基づいて所要の法整備が行われたことから、本町の条例の改正を行うという内容でございます。

それで法律改正の中身、内容なのですが、①介護休暇の分割3回までは可能として、この介護休暇を取得することが可能となりました。②介護時間の新設です。今まで介護時間というのはなかったのですが、最長連続で3年間の間で1日2時間まで承認が可能だというふうになってございます。③育児休業等に係る子の範囲が拡大されたということで、特別養子縁組の監護期間中の子を追加されたというものでございます。それからこれが法律改正ですが、もう一つ

人事院規則も改正されていまして、④介護を行う職員の超過勤務の制限が、これは免除も可能になったということでございます。⑤介護休暇等の対象家族の要件ですが、これまでは同居要件があったのですが、これもなくなったということでございます。それから⑥非常勤職員の育児休業・介護休暇の要件、これも一部緩和されたということでございます。これが人事院勧告の意見の申出及び勧告のポイントでございます。

それで、1. 改正概要というふうに書いてございますが、働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、民間及び人事院勧告等を踏まえた国家公務員に係る規定の改正内容に準じて、地方公務員の育児支援・介護支援に係る規定の改正が行われたことから、本町の関係条例の一部改正を行うものでございます。先ほどお話ししました、議案第20号の関係でございますが、(1)白老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正ですが今お話ししたとおり、介護休暇の分割ができるということで、第15条第1項の改正関係で、改正前が1回ということだったものが、3回を上限としてとれると。それから連続する6カ月の期間内ということ、分割ということでございますので合計6カ月の範囲内で、こういうことで可能となったということでございます。

次のページでございます。2ページのほうに書いてございますが、②介護時間の新設ということで、第15条の2の関係でございますが、新設です。最長3年、1日2時間まで介護のため勤務しないことを承認可能ということでございます。③要介護者を介護する職員の超過勤務の免除ということで、要介護者を介護する職員は、超過勤務の免除を請求することができるというそういう内容になります。ただし公務の運営に支障がある場合は承認しないこともできると、このような内容になっています。それから、④育児の「子」の範囲の拡大ということで、改正前までは子（実子及び養子）ということになってございましたが、改正後は、①子（実子及び養子）、②特別養子縁組の監護期間中の子、③養子縁組里親に委託されている子、④その他これらに準じる者として条例（規則）で定める者、⑤以下この条及び次条において同じという形になります。ここまでの、議案20号の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正の内容となっております。

次、3ページです。ここからが白老町職員の育児休業等に関する条例の一部改正となりますが、①非常勤職員の育児休業に係る要件の緩和ということで、第2条関係でございますが、改正前の規定は、①養育する子が1歳に達する日を超えて在職することが見込まれるという、こういう場合に育児休業に係る要件ということがあったわけですが、これを緩和するということで、改正後は①養育する子が1歳6カ月までに任期満了及び引き続き採用されないことが明らかでない場合というように、要件が緩和されたということでありまして、②育児休業等の対象となる「子」の範囲の拡大ということで、内容的には、「その他これらに準じる者として条例で定める者」というものが追加されたということございまして、この条例で定める者については、規定する条文の内容につきましては、「養子縁組里親として職員に委託しようとしたが、実親等の同意が得られなかったため、養育里親として職員に委託されている子」、こういうものを対象

に含めるということでございます。それから、③再度の育児休業及び育児休業終了後1年を経過しないで育児短時間勤務ができる「特別の事情」の追加ということで、第3条と第10条の関係でございます。これは「特別養子縁組が成立しなかった場合または養子縁組が成立しないまま里親としての委託が解除された場合」には、再度、特別の事情として育児短時間勤務ができるという、そういう規定になるということでございます。それから、④部分休業の時間について、特別休暇（育児時間）または介護時間の時間数の調整を追加ということございまして、第19条関係でございますが、部分休業と特別休暇（育児時間）ですが、または介護時間を同日に取得する場合は、その合計時間を合わせて2時間を超えない範囲内で行うと、このような改正になってございます。

2. 実施時期につきましては、29年4月1日からということでございます。以上で説明を終わります。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第20号及び第21号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第20号及び21号の議案説明を終わります。

日程第11、議案第22号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2議案について、一括して説明をお願いいたします。

岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） それでは議案第22号、議案第23号を一括してご説明させていただきます。

まず議22-1をお開きください。議案第22号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

改正条文は省略いたしますが、この附則の追加は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間の自主削減率の規定でございます。

次、議22-2でございます。附則でございます。この条例は、平成29年4月1日から施行する。

次のページ、議案説明でございます。本町の財政健全化に向けた取り組みとして、職員給与の自主削減について削減率を見直した上継続するため、本条例の一部を改正するものでございます。職員の給与に関する条例新旧対照表は、記載のとおりでございます。

続きまして、議案第23号でございます。議23-1をお開きください。特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。改正条文は省略いたしますが、この附則の追加につきましても、平成29年4月1日から平成30年

3月31日までの1年間の自主削減率の規定でございます。1番下にございます附則でございますが、この条例は、平成29年4月1日から施行します。

次のページ、議案説明でございます。本町における財政健全化に向けた取り組みとして、特別職の給与の自主削減について削減率を見直した上継続するため、本条例の一部を改正するものでございます。特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表は、記載のとおりでございます。

次に議案説明資料に基づいてこの二つの条例改正の内容をご説明いたします。先ほどの資料のほうの黄色の紙がついている1番最後のところについてございますが、理事者及び職員の給与条例等の改正についてということで、

1. 給料の自主削減の継続です。財政健全化に向けた取り組みとして、一般職及び特別職の給料の自主削減について削減率を見直した上継続するものでございます。

(1) 一般職の削減率と削減額の例ということで、まず削減率でございますが、行政職につきましては、1・2級は削減なし、3級2%、4級3%、5級4%、6級5%ということでございます。

医療職(一)、医師の部分です。ここは1級のみでございますが、3%。

医療職(二)、1・2級は削減なし、3級2%、4級3%、5級4%。

医療職(三)、1・2級削減なし、3級2%、4級3%、5級4%という内容となっております。

削減額の例ということで記載してございます。50歳代の課長職は削減率5%でございます。月額給料は40万7,000円、月の削減額は2万350円、削減後の月額は38万6,650円、年間削減額については24万4,200円という形になります。以下、主幹職40歳代、主査職30歳代、主任職30歳代の削減率は記載のとおりで、年間削減額の例を記載してございます。

それから、(2)特別職の削減率と削減額でございます。町長につきましては削減率20%、給料月額85万円、月の削減額17万円、削減後月額が68万円、年間削減額につきましては204万円でございます。副町長につきましては、削減率17%、給料月額68万2,000円、月の削減額11万5,940円、削減後月額56万6,060円、年間削減額139万1,280円となります。教育長につきましては、削減率14%、給料月額60万7,000円、月の削減額8万4,980円、削減後月額52万2,020円、年間削減額101万9,760円という形になります。これらの自主削減による影響額ということを試算してございますが、これは29年度の予算ベースによる試算でございますが、一般会計においては3,749万4,000円ほど、それから全会計においては4,607万円ほどの影響、効果額が出るということでの試算をしてございます。以上で議案第22号、23号の説明を終わります。

○議長(山本浩平君) 議案の説明が終わりました。

これより議案第22号及び23号議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 22 号及び 23 号の議案説明を終わります。

日程第 12、議案第 24 号、白老町税条例等の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

久保税務課長。

○税務課長（久保雅計君） 議 24-1 ページをお開きください。議案第 24 号でございます。白老町税条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議 24-10 ページです。議案説明でございます。地方税法の一部を改正する法律等が公布されたことにより、所要の改正を要するため本条例等の一部を改正するものでございます。

次に白老町税条例新旧対照表でございます。第 1 条による改正及び、議 24-2 ページの第 2 条による改正につきましては、新旧対照表に記載のとおりでございます。改正内容につきましては、議 24-30 ページの次の議案第 24 号説明資料で、主な改正項目についてご説明いたします。

資料のほうをごらんください。第 1 条による改正についてご説明いたします。

1. 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律が平成 28 年 6 月 7 日に公布されたことに伴う所要の改正であります。

2. 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除について、その対象となる家屋の居住年の期限が平成 33 年まで延長されたとなっております。改正前は平成 31 年までの居住年でありました。

3. 軽自動車税においてグリーン化特例の現行措置の 1 年間の延長と従来の所有時の種別割りのほか、取得時に新たに環境性能割が創設されるものであります。

続きまして（1）①軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の現行措置を 1 年間延長の部分をごらんください。平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に「初回車両番号指定」を受けた 3 輪以上の軽自動車は、平成 29 年度分の軽自動車税（種別割）に限り軽課税率適用するものであります。

これに伴う対象台数及び影響額については、（1）②軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の 1 年間延長に伴う影響見込額のとおりであり、平成 28 年度に新規課税された軽自動車数で試算しますと、対象台数は 179 台で、影響額は 63 万 5,000 円程度と見込まれます。

次に、（2）①軽自動車取得時の環境性能割創設、平成 31 年 10 月 1 日以降取得分からの部分をごらんください。こちらにつきましては、消費税率 10%段階への引き上げ時に環境性能割というものが創設され、平成 31 年 10 月 1 日以後の軽自動車の取得に対して適用されます。当分の間、都道府県により徴収された後、市町村に払い込みされる仕組みとなっております。なお、税収の 5%が徴収取扱費として市町村から都道府県に交付されることとなっております。なお、新車・中古車を問わず取得された市の車両（取得価格が 50 万円を超えるもの）に課税されるも

のでございます。環境性能割の税率につきましては燃費性能に応じまして、非課税から2%までとなっており、下記の表のとおりでございます。

続きまして、議24-9ページをお開きください。附則でございます。

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中白老町税条例第36条の2第1項ただし書きの改正規定 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成28年法律第70号)の施行の日。

(2) 第1条中附則第16条の改正規定 平成29年4月1日。

(3) 第2条、第3条及び第4条の規定 平成31年10月1日。

(軽自動車税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の白老町税条例附則第16条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

第3条 第2条の規定による改正後の白老町税条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 第2条の規定による改正後の白老町税条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以降の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。以上で説明を終えさせていただきます。

○議長(山本浩平君) 議案の説明が終わりました。

これより議案第24号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第24号の議案説明を終わります。

日程第13、議案第25号 白老町福祉館条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

山本生活環境課長。

○生活環境課長(山本康正君) 議25-1をお開きください。議案第25号でございます。白老町福祉館条例の一部を改正する条例の制定についてについてご説明いたします。白老町福祉館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。条文の朗読については省略させていただきます。

附則でございます。この条例は、平成29年4月1日から施行する。

次のページをお開きください。議案説明でございます。東町福祉館は、地域住民の福祉増進及び生活文化の向上を図るため、昭和50年に建設され、福祉施設として活用してきたところであるが、建築後42年が経過し、老朽化が進んだことにより使用に耐えがたいことから、近隣施

設への代替利用について町内会をはじめ利用団体からの合意を踏まえ、当該福祉館としての用途を廃止するため、本条例の一部を改正するものである。

議 25-3 の白老町福祉館条例新旧対照表をごらんください。ごらんいただくとおり、改正後の表中から東町福祉館が削除されております。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第 25 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 25 号の議案説明を終わります。

日程第 14、議案第 26 号 白老町営牧野管理条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

本間農林水産課長。

○農林水産課長（本間 力君） 議 26-1 をお開きください。議案第 26 号、白老町営牧野管理条例の一部を改正する条例の制定についてであります。条文のほうは省略させていただきます。

附則でございます。この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

次のページでございます。議案説明です。町営牧野は、畜産振興の基盤の確立を図り、農業経営の安定に寄与するため設置したものでありますが、現状における施設の老朽化や草地の荒廃等についての課題を解消するため、当該施設の維持管理を強化する必要があるから、利用者負担の見直しを行うとともに利用の促進を図るべく、本条例の一部を改正するものであります。

次のページ議 26-3、白老町営牧野管理条例新旧対照表でございます。利用料、第 8 条（1）放牧料 1 頭 1 日につき、現行 100 円から 200 円に改正するものであります。若干補足説明ですが、平成 26 年 9 月に発生いたしました大雨災害以降、通路の決壊等により現在石山、ヨコシベツ、両牧場が使えない状況でございます。かつ利用頭数が減少傾向でありまして、これまで関係機関との協議を行い、まずは現在利用可能な極東牧場の利用促進を図りながら集約いたしまして、以後、使用頭数などの状況を踏まえながら段階を踏まえて対策を講じていく考えであり、まずは利用料の見直しを図ることいたしました。説明は以上でございます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第 26 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 26 号の議案説明を終わります。

日程第 15、議案第 27 号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

工藤上下水道課長。

○上下水道課長（工藤智寿君） それでは、議 27-1 をお開きください。議案第 27 号でございます。白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。なお、条文については省略させていただきます。

附則でございます。この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

次のページ、議 27-2 でございます。議案説明でございます。平成 22 年 12 月から時限的に進めてきた水道料金減額措置については、本年度末をもって期間終了を迎えるところであるが、財政健全化プランの見直しにおいて、計画期間内の減額措置の延長により住民負担の軽減を図るべく、現行料金体系をさらに継続させるため、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、議 27-3、白老町水道給水条例新旧対照表につきましては記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。以上で説明を終了させていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第 27 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 27 号の議案説明を終わります。

日程第 16、議案第 28 号 仙台藩白老元陣屋資料館設置条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

武永生涯学習課長。

○生涯学習課長（武永 真君） 議 28-1 をお開きください。議案第 28 号、仙台藩白老元陣屋資料館設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。条文については省略させていただきます。

附則です。この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

次に、議 28-2 をお開きください。議案説明です。仙台藩白老元陣屋資料館の入館料は、これまで町民と町民以外の区分により料金を定め、町民の利用促進を図ってきたところであるが、当施設が今後さらに多くの町民によって享受されることにより、郷土の歴史に理解を深め、もって教育・文化の向上に資することから、当施設の町民入館料を無料とするため、本条例の一部を改正するものである。

議 25-3 の仙台藩白老元陣屋資料館設置条例新旧対照表をごらんください。第 4 条にただし書きを加えます。ただし、町民が入館する場合は無料とする。別表中の町民特別入館料、個人、一般 200 円、小・中学生 100 円、20 名以上の団体 160 円、80 円をそれぞれ削ります。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第 28 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 28 号の議案説明を終わります。

日程第 17、議案第 29 号 白老町墓園造成事業基金条例を廃止する条例の制定についての議案について、説明をお願いいたします。

山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） 議 29-1 をお開きください。議案第 29 号でございます。白老町墓園造成事業基金条例を廃止する条例の制定についてについてご説明いたします。白老町墓園造成事業基金条例を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。廃止条例でありますので全文を朗読させていただきます。白老町墓園造成事業基金条例を廃止する条例。白老町墓園造成事業基金条例は廃止する。附則。この条例は、公布の日から施行する。

次のページ、議 29-1 をお開きください。議案説明でございます。白老町墓園造成事業基金は、白老霊園の第 3 期墓園造成事業及び園内環境整備に要する経費の財源に充てるため、平成 22 年に設置したものであるが、当該事業が平成 25 年 3 月に完了し、平成 28 年 9 月には、当該事業に係る長期債を繰上償還したため、本基金の設置目的を果たしたことから、本条例を廃止するものである。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第 29 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 29 号の議案説明を終わります。

日程第 18、議案第 30 号 財産の処分についての議案について説明をお願いいたします。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） それでは議案第 30 号、議 30-1 ページをお開きください。財産の処分について。次のとおり財産を処分するものとする。

1. 処分する財産。土地でございます。所在地は白老町若草町 2 丁目の記載の 4 筆でございます。求積面積ありますけれども、そのうち売却面積という欄の面積を今回国のほうに売り払うということになります。処分価格については、4 筆合わせて 3 億 6,555 万 5,115 円ということになります。

2. 処分の相手方、札幌市中央区北 2 条西 19 丁目、札幌開発建設部部長、難波江完三でございます。あくまでもここは国土交通省の所有ということになりますが、契約の相手方は札幌開発建設部ということになるということでございます。

3. 処分の目的は、民族共生象徴空間整備用地としての売却でございます。

4. 処分の方法は随意契約による売却になります。

次のページ、議案説明でございます。財産（土地）を処分したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

今回、議案提案の売払い用地につきましては、別紙、図面のここに黒塗りをしている箇所、この部分を28年度分ということで売り払いということになります。若干補足説明をさせていただきますが、先般2月10日の議会におきまして、白老振興公社からの土地買い戻しの議決をいただきまして、2月14日付けで所有権を白老町のほうに移転してございます。これを受けての今回の提案ということになります。また、先ほど補正予算の中でもご説明しておりますが、今回この議決をいただいた後に国との契約を締結しまして、売り払い金額の約7割分について前払い金ということで今年度中に国が町に支払うということになります。この金額につきましては、財政調整基金に積み立てるということしております。残りの3割分につきましては新年度、29年度に全てそこにある使用物件の取り壊しを終えて、土地を引き渡した後に3割分が支払われるというようなスケジュールになってございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第30号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第30号の議案説明を終わります。

日程第19、議案第9号 平成29年度白老町一般会計予算の議案について説明をお願いいたします。

暫時、休憩いたします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時10分

○議長（山本浩平君） それでは休憩前に引き続き、議案説明を再開いたします。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） それでは、議案第9号、平成29年度白老町一般会計予算の説明をさせていただきます。本日はこの予算書と、あずになると思うのですが、お配りの白老町予算の概要というものも最後に説明をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

平成29年度白老町の一般会計の予算は、次に定めるところによるということで、第1条でございます。歳入歳出予算の総額は、97億2,000万円と決めました。

2条以下につきましては、説明を省略させていただきます。

次に2ページから5ページまでの「第1表 歳入歳出予算」につきましては記載のとおりでございます。

次に6ページです。「第2表 債務負担行為」であります。債務負担期間、各事業に対する限度額は記載のとおりでございます。事項につきましては、苫小牧医師会と締結する予防接種業務については毎年同様、損害賠償等に対する補てんに対する費用の実費額に対するものであり

ます。浄化槽水洗便所改造資金利子補給については、水洗化に伴う借入を行った場合の利子補給経費に対するものであります。漁業近代化資金利子補給、それから肉用牛肥育推進事業利子補給は、例年と同様に利子補給に対するものでございます。子育て世代・移住者等定住促進支援事業補助金は、年度内に住宅建設が完成できない場合の措置として債務負担行為を設定するものであります。空き店舗活用・創業支援事業助成金は、1年間と設定している家賃補助に係る経費に対するものであります。バンノ沢川砂防事業は、29年度から30年度までの2カ年事業としての実施を行うための経費に対するものであります。電話交換設備更新事業は、役場庁舎の電話設備を更新するため、北海道市町村備荒資金組合に対する購入年賦金に対するものであります。情報システム保守点検に係る業務委託は、図書システムを更新するための保守業務委託の経費に対するものであります。北海道市町村備荒資金組合からの情報システム等購入年賦金は、役場パソコンの更新に係る購入年賦金に対するものであります。それから情報システム使用料は、図書システム使用料に対するもの。白老町体育施設管理業務、白老町北吉原はまなすスポーツセンター・北吉原運動広場管理業務及び白老町民温水プール管理業務は、指定管理者制度の導入による指定管理料に対するものでございます。

次に7ページ、「第3表 地方債」については記載のとおりであります。歳出の説明の中で財源として説明をいたしたいと思っております。

次に10ページ、歳入歳出事項別明細書であります。総括表の10ページの歳入と、11ページの歳出については記載のとおりでございます。

次に歳入歳出予算事項別の内容を説明いたしますが、前年度と比較して増減額が多いものを中心に要点のみ説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それでは歳出から説明をさせていただきます。100ページをお開きください。

それでは、1款議会費、1項1目議会費7,517万1,000円の計上で、前年比1万3,000円の増となっております。(1)議員報酬等6,644万2,000円は、人事院勧告により議員期末手当等35万4,000円の増、共済費は45万8,000円の減で、前年比10万4,000円の減となっております。(2)議会運営経費872万9,000円は、前年比11万7,000円の増になっています。

次に104ページ、2款総務費に入ります。総務費4億1,762万1,000円、前年比1,055万2,000円の増となっております。1項1目一般管理費1億9,481万円、前年比726万6,000円の増になっています。

次に107ページをお開きください。(4)共通通信運搬経費1,496万9,000円は電話料が減少したことにより、前年比26万1,000円の減となっております。それから(6)庁舎管理経費2,518万3,000円は、燃料費56万1,000円の減、光熱水費25万8,000円の減などで、前年比66万7,000円の減になっています。

次に109ページ、(7)職員管理事務経費627万2,000円は、職員採用試験業務委託料が9万8,000円を計上するとともに、文化庁及び北海道派遣職員の住宅借り上げのため、使用料及び賃借料92万4,000円の増などで、前年比180万2,000円の増になっています。

次に 111 ページ、(9) 職員研修経費 239 万 1,000 円は、職員研修負担金 30 万 3,000 円の増などで、前年比 26 万 6,000 円の増になっております。(11) 情報化推進経費 9,240 万 4,000 円は、主に情報セキュリティ対策分の経費として 1,150 万 9,000 円を新規計上したことにより、前年比 931 万 2,000 円の増になっております。

次に 113 ページ、(12) 契約事務経費 917 万 1,000 円は、共通消耗品費の在庫確保等により 59 万円の増、大型図面複写機の更新による賃借料 30 万円の増などで、前年比 96 万 9,000 円の増になっております。

次に 115 ページ、(13) 秘書事務経費 993 万 7,000 円は、旅費、前年度実績を踏まえ 69 万円の増、交際費 30 万円の減、公用車運転業務委託料 30 万 5,000 円の減などで、前年比 5 万 2,000 円の増になっております。(15) 光ネットワーク管理経費 1,413 万 2,000 円は、修繕料 267 万 7,000 円の増で、前年比 267 万 7,000 円の増となっております。

次に 117 ページ、(16) 難視聴対策施設維持管理経費 105 万 6,000 円は、修繕料 16 万 6,000 円の増などで、前年比 21 万 1,000 円の増になっております。

次に 119 ページ、(19) 番号制度導入事業 574 万 6,000 円は、番号制度導入対応業務委託料が皆減で 715 万 3,000 円の減などで、前年比 8,000 円の減になっております。財源は番号制度補助金 199 万 6,000 円、一般財源 375 万円を充当いたします。

次に 2 目、姉妹都市費 272 万円、前年比 7 万 4,000 円の減になっております。昨年計上した姉妹都市の歴史にふれる旅交流経費は、隔年実施のため未計上でございます。

次に 120 ページ、3 目職員厚生管理費 608 万 8,000 円、前年比 116 万円の増になっております。(1) 職員福利厚生経費 608 万 8,000 円、前年比 116 万円の増は、ストレスチェック業務委託料 96 万 5,000 円の増になっております。

それから次に、4 目広報広聴費 955 万 9,000 円、前年比 2,000 円の増で記載のとおりでございます。5 目財政管理費 688 万 6,000 円、前年比 639 万 9,000 円の増で記載のとおりであります。(2) ふるさと納税推進事務経費 523 万 9,000 円は、ワンストップサービス特例制度に関する業務増のため、臨時職員の賃金とふるさと納税の拡大の調査研究を行う旅費を計上するとともに、寄附証明書等の書面発行等業務委託料を計上するもので、財源はふるさと納税一般寄付分を見込みます。

次に 123 ページ、(3) 財務書類作成支援事業 140 万 4,000 円は、平成 28 年度決算に基づく統一的な基準による財務諸表の作成支援に係る業務委託料を計上しております。6 目会計管理費 393 万 2,000 円、前年比 1 万 3,000 円の増は、臨時職員の共済費及び賃金の増によるものです。7 目財産管理費 2,113 万 3,000 円、前年比 141 万 5,000 円の増になっております。(1) 財産管理事務経費 425 万 1,000 円、次のページになりますが、町有地の樹木の剪定等のための委託料及び重機借上料の増などで、前年比 37 万 9,000 円の増になっております。(2) 町職員住宅管理経費 42 万 1,000 円は、修繕料 5 万円の減、立木処理業務委託料 25 万 5,000 円の増などで、前年比 19 万 7,000 円の増になっております。(3) 町有林更新事業 326 万 4,000 円、前年

比70万2,000円の増は、石山、白老桜ヶ丘地区の町有林の間伐事業を行い、森林機能の向上を図るものであります。財源は全額ふるさと納税基金を充当いたします。(4) 町有林管理事業653万3,000円は、町有林の除間伐のほか林道を横断する環境整備を行うもので、前年比175万3,000円の増になっております。財源は道補助金339万9,000円、ふるさと納税基金313万4,000円を充当いたします。8目車両管理費893万1,000円は、前年比74万2,000円の増になっております。(1) 共用車等管理経費893万1,000円は、町長公用車の賃借料が事業費から経常費に移行したことなどにより賃借料が242万6,000円の増などで、前年比203万8,000円の増になっております。

次に128ページ、9目企画調整費7,066万3,000円、前年比1,422万3,000円の増になっております。(1) 企画調整事務経費105万8,000円は、象徴空間整備に係る要望など、昨年の実績見合いで旅費は44万9,000円の増、町内行政視察の復活によるバス借上料3万1,000円の計上などで、前年比66万3,000円の増になっております。

次に131ページ、(3) 地域公共交通運行経費2,238万4,000円、前年比248万9,000円の増で、運行収入の減と国庫補助金の減に伴う町負担の増になっております。(4) 地域公共交通活性化事業499万円、前年比200万8,000円の減であります。地域公共交通の実証実験と地域公共交通パンフレット作成のための委託料を計上いたします。財源は道費が47万6,000円、過疎債ソフト450万円、一般財源1万4,000円を充当いたします。(5) 移住・定住促進事業173万4,000円、移住促進の強化を図るため、しらおい移住・滞在交流促進協議会を通してPRや各種フェア出展を実施することから、協議会への補助金145万1,000円増などで、前年比59万8,000円の増になっております。財源は北海道市町村振興協会助成金70万円、一般財源103万4,000円を充当いたします。(6) 地域おこし協力隊活用事業3,197万円、前年比1,387万4,000円の増は、継続事業で昨年委嘱した地域おこし協力隊4名分の経費のほか、新規で4名を委嘱するための経費であります。財源は全額一般財源を充当いたします。

次に133ページ、(7) マイクロバス購入事業795万6,000円は、新規事業で室蘭信用金庫の指定寄附金を財源として地域公共交通にするためのマイクロバスを購入する経費を計上いたします。10目総合計画費45万4,000円、前年比37万5,000円の増で、総合計画等推進経費で各種審議会等の委員等報酬が7万9,000円の増、町民意識調査の実施に伴う通信運搬費28万円の計上によるものであります。11目計画調査費6万7,000円、前年比1,000円の増で記載のとおりでございます。

次に134ページ、12目支所及び出張所費15万2,000円、前年比4万8,000円の減で、記載のとおりでございます。13目交通安全対策費538万2,000円、前年比29万2,000円の増は、役務費の24万4,000円の増になっております。

次に136ページ、14目自治振興費4,267万6,000円、前年比401万円の減になっております。(1) 町内会活動育成経費3,154万7,000円は、町内会連合会運営費10万円の減、町内会街路灯電気料補助金44万9,000円の減などで、前年比50万4,000円の減になっております。(2)

地区コミュニティ支援事業 1,112 万 9,000 円、前年比 447 万 9,000 円の増は、地区担当職員 3 名の報酬単価の見直しと、新たに町内会連合会から兼任集落支援員を委嘱するための経費を計上するものであります。

次に 138 ページ、15 目町民活動推進費 578 万 7,000 円、前年比 7 万 9,000 円の減になっております。(1)町民活動サポートセンター運営経費 548 万 7,000 円、前年比 7 万 9,000 円の減で、昨年の町民まちづくり活動センター運営事業の名称を変更して経常経費での計上であります。財源はふるさと納税基金繰入金 250 万円、一般財源 298 万 7,000 円を充当いたします。16 目町営防犯灯管理費 1,405 万 6,000 円は光熱水費 42 万 6,000 円の減などで、前年比 47 万 3,000 円の減になっております。17 目諸費 656 万 9,000 円、前年比 113 万 2,000 円の増になっておりますが、(3)の税等過誤納還付金等が前年の実績を踏まえ 113 万 2,000 円の増としたものであります。

次に 140 ページ、2 項徴税费、1 目賦課徴収費 1,218 万 9,000 円、前年比 375 万 9,000 円の減になっております。(1) 収納管理事務経費は、町税電算処理委託料 18 万 1,000 円の増などで、前年比 19 万 4,000 円の増になっております。(2) 賦課事務経費 1,027 万 2,000 円、前年比 22 万 1,000 円の増は、町税電算処理委託料 27 万 2,000 円の増などでありまして。

次に 142 ページ、3 項 1 目戸籍住民基本台帳費 220 万 7,000 円、前年比 17 万 2,000 円の減となっております。(1) 戸籍住民基本台帳等事務経費 216 万 6,000 円は、各種証明書の印刷経費 22 万 9,000 円の減などで、前年比 17 万 2,000 円の減となっております。

次に 144 ページ、4 項 1 目選挙管理委員会費 87 万 3,000 円、前年比 2 万 7,000 円の増で、記載のとおりとなっております。参議院議員選挙費及び胆振海区漁業調整委員会委員選挙費は廃目としております。5 項 1 目統計調査総務費 2 万 9,000 円は、前年比 3 万 1,000 円の減で、記載のとおりとなっております。

次に 146 ページ、2 目指定統計費 50 万 7,000 円は、昨年度の経済センサス本調査が終了したことから、前年比 27 万 9,000 円の減になっております。6 項 1 目監査委員費 195 万 1,000 円、前年比 1 万 1,000 円の減で、記載のとおりであります。

次に 148 ページ、3 款民生費に入ります。民生費 22 億 344 万 4,000 円、前年比 1 億 7,445 万 8,000 円の増になっております。1 項 1 目社会福祉総務費 3,907 万 7,000 円、前年比 270 万 3,000 円の増になっております。(1) 地域福祉推進事業経費 3,798 万 1,000 円は、白老町社会福祉協議会補助金、社会福祉協議会所有トラックの老朽化による更新のための補助金として 200 万円を含む 221 万円の増などで、前年比 263 万 2,000 円の増になっております。

次に 151 ページ、(5) 地域人権啓発活動活性化事業 14 万 2,000 円は、人権啓発活動を地域内に活性化させるため、札幌法務局の苫小牧支局管内 11 市町村が持ち回りで実施する事業で、人権の花運動を実施するための経費を計上いたします。財源は道委託金を全額充当いたします。

次に、2 目老人福祉費 7 億 3,666 万 2,000 円、前年比 1,547 万 1,000 円の増になっております。(1) 在宅老人福祉事業経費 316 万 8,000 円は、緊急通報システムの経常費化で賃借料 154

万 3,000 円の増、介護職員初任者研修事業補助金 23 万 2,000 円の増などで、前年比 212 万 2,000 円の増になっております。

次に 153 ページ、(5) 地域包括支援センター運営経費 991 万 8,000 円は、介護予防支援事業の新総合事業への移行に伴い、臨時ケアマネジャー 2 名の減で共済費 92 万 8,000 円、賃金 559 万 8,000 円の減などにより、前年比 630 万円の減になっております。(6) 後期高齢者医療制度運営経費 2 億 9,145 万 1,000 円は、医療給付費の増加によって前年比 750 万 5,000 円の増になっております。

次に 155 ページ、(7) 後期高齢者医療事業特別会計繰出金 9,227 万 5,000 円は、保険料軽減額 31 万 8,000 円の増、広域連合の運営費 64 万 2,000 円の増などで、前年比 87 万 7,000 円の増になっております。(8) 介護保険事業特別会計繰出金 3 億 198 万円は、高齢者の増加で介護給付費、低所得者保険料軽減等の増などで、前年比 1,335 万 2,000 円の増になっております。(9) 特別養護老人ホーム事業特別会計繰出金 2,296 万円は、入所率の向上などからホテルコストの増収が図られ、前年比 58 万 8,000 円の減になっております。3 目身体障害者福祉費 7 億 1,705 万 5,000 円、前年比 3,403 万 6,000 円の増になっております。(1) 障害者自立支援給付費 6 億 2,463 万 3,000 円は、扶助費 349 万 9,000 円、介護給付費 1,730 万 1,000 円、施設訓練等給付費 1,747 万 2,000 円の増、補装具費支給 109 万 5,000 円の減、相談支援給付費 121 万 7,000 円の減などで、前年比 3,717 万 9,000 円の増になっております。(2) 障害者支援援助経費 1,263 万 5,000 円は、腎臓機能障害者通院支援委託料 12 万 2,000 円の増、在宅障害者配食サービス事業委託料 70 万 3,000 円の減などで、前年比 71 万 6,000 円の減になっております。

次に 159 ページ、(5) 地域生活支援事業経費 1,764 万 4,000 円は、日常生活用具等給付扶助費が 80 万 2,000 円の増、後見人等報酬助成扶助費 8 万 4,000 円の増などで、前年比 98 万 7,000 円の増になっております。

次に 160 ページ、4 目乳幼児福祉費 1,775 万 3,000 円、前年比 51 万 9,000 円の増になっております。(2) 子ども医療費助成事業 537 万 7,000 円、前年比 52 万 8,000 円の増で、記載のとおりでございます。財源は過疎債ソフト事業 530 万円、一般財源 7 万 7,000 円を充当いたします。

次に 162 ページ、5 目国民年金費 137 万 8,000 円、前年比 74 万 7,000 円の増で、プログラム修正業務委託料 76 万円を計上しております。6 目総合保健福祉センター管理運営費 4,471 万 5,000 円、前年比 81 万 6,000 円の増でございます。総合保健福祉センター管理運営経費は 4,389 万 9,000 円、昨年と同額となっております。

次に 165 ページ、(2) 総合保健福祉センターボイラー修繕事業 81 万 6,000 円は、福祉センターのボイラー 2 機の修繕を行う経費を計上するものでございます。財源は一般財源であります。

次に、7 目福祉館費 138 万 2,000 円、前年比 31 万 8,000 円の減で、東町福祉館の廃止に伴う減であります。

次に 166 ページ、8 目アイヌ施策推進費 1 億 6,971 万 2,000 円、前年比 1 億 2,242 万 4,000 円の増になっております。

次のページの(3)生活館活動推進事業経費 12 万 9,000 円は、事業の復活で生活館でのアイヌ文化の活動を推進するための経費を計上するものであります。道費補助金が 9 万 5,000 円、一般財源 3 万 4,000 円を充当いたします。

次のページの(5)生活館改修事業 1,498 万円は、生活館を今後計画的に改修することとし、今年度は竹浦生活館を改修する経費の計上であります。財源は道費補助金 1,123 万 5,000 円、ふるさと納税基金繰入金 374 万 5,000 円となっております。(6)イオル再生事業 2,177 万 6,000 円は、前年比 119 万円の増で、記載のとおりとなっております。財源は全額イオル再生事業受託事業収入を充当いたします。(7)アイヌ文化を学ぶふるさと学習事業 43 万 8,000 円、前年比 4 万 1,000 円の減は、体験学習委託料の減などによるものであります。財源はふるさと納税基金繰入金を全額充当いたします。

次に 173 ページ、(8)民族共生象徴空間整備促進・活性化事業 302 万 3,000 円は、2020 年の象徴空間開設までの機運情勢、国との連絡調整経費の計上ではありますが、今後見込まれる協議、打ち合わせ等のため、旅費については 81 万 8,000 円の増とし、前年比 52 万 3,000 円の増になっております。財源はふるさと納税基金繰入金 232 万 3,000 円、地域づくり総合交付金 70 万円を充当いたします。(9)象徴空間周辺整備事業 2,494 万円は、ポロト地区の温泉施設を民間で整備するための用地を確保するため、支障物件の撤去工事と国から普通財産を購入する経費を計上いたします。財源は一般財源でございますが、全額財政調整基金繰入金を充てるものとします。(10)象徴空間予定地整備事業 9,622 万 9,000 円は、象徴空間整備に支障となる物件を撤去するための経費を計上いたします。財源は町債 4,530 万円、残りの 5,092 万 9,000 円は一般財源でございますが、財政調整基金繰入金を充てるものとします。なお、昨年まで計上のアイヌ文化基盤強化対策事業 1,500 万円は当初の目的を達成したことから未計上といたします。しかし今後財団法人の解散に伴う事業への支援要請があれば、それを検討することとしております。

次のページになりますが、2 項 1 目児童福祉総務費 1,898 万円、前年比 126 万 6,000 円の増になっております。(1)子ども育成推進経費 220 万 3,000 円は、委員等報酬が、子ども・子育て会議の回数の増による 11 万 4,000 円の増などで、前年比 20 万 2,000 円の増になっております。(2)保育行政事務経費 65 万 6,000 円は、公用車 1 台を確保したことによる 32 万円の増などで、前年比 43 万 1,000 円の増になっております。

次に 177 ページ、(6)放課後児童対策事業経費 906 万円は、防犯灯新設工事 10 万円を計上したことなどで、前年比 13 万 4,000 円の増になっております。

次に 179 ページ、(7)子育て支援パッケージ事業 77 万 6,000 円は、町で産まれた子どもに対し出産記念品を贈呈するための経費を計上いたします。財源はふるさと納税基金を充当いたします。2 目児童措置費 1 億 8,048 万円は、少子化の影響から支給対象児童数の減で、前年比

510万円の減になっております。3目ひとり親家庭等福祉費828万2,000円は、医療費扶助費が実績見込みにより、前年比9万6,000円の増になっております。

次に180ページ、4目児童福祉施設費2億5,864万2,000円、前年比3,448万円の増になっております。(1)町立保育園運営経費3,873万7,000円は、町立保育園2園分の計上で保育料の減額分を含め、前年比2万1,000円の増になっております。また、当該経費及びこの後説明いたします認定こども園運営等経費については、今年度から保育料を2段階で減額することとしており、その減額分をそれぞれ歳出で補うことになっております。保育料の減額については、教育認定と保育認定で同じ時間を預かった場合の保護者負担の格差を是正するとともに、追加の対策として5歳児について教育に係る保育料を無償にするとともに、保育に係る保育料についても教育無償化分の同額を保育料から差し引くことといたします。なお財源は5歳児の教育無償化に係る経費について、ふるさと納税基金繰入金194万4,000円を充当いたします。

次に183ページ、(2)特別保育事業経費1,073万9,000円は、時間外保育委託料が248万3,000円の減、一時預かり事業の幼稚園型委託料が350万6,000円の増などで、前年比102万3,000円の増になっております。(3)認定こども園運営等経費2億916万6,000円は、緑丘保育園が認定こども園に移行することによる経費の増、公定価格の増及び保育料の減額措置分で、前年比1億273万円の増になっております。財源は5歳児教育分の無償化に係る経費については、ふるさと納税基金繰入金697万2,000円を充当いたします。なお、昨年度6,929万4,000円を計上した緑ヶ丘保育園運営費等経費は認定こども園の移行に伴い、認定こども園運営等経費に計上済みであります。5目子ども発達支援センター費563万円、前年比6万5,000円の増になっております。(1)子ども発達支援センター管理経費163万5,000円は、新たに公用車に係る経費17万9,000円の計上などで、前年比17万1,000円の増になっております。

次に188ページにとびます。6目児童館費369万6,000円、前年比3,224万7,000円の減で、美園児童館大規模改修事業の終了によるものであります。

次に192ページ、4款環境衛生費に入ります。環境衛生費10億2,682万5,000円、前年比363万1,000円の増になっております。1項1目地域保健費2億9,332万2,000円、前年比792万7,000円の減になっております。(2)検診管理事業経費1,532万3,000円は、各種検診委託料44万4,000円の増、女性特有のがん検診費用扶助1万4,000円の計上なので、前年比33万1,000円の増になっております。

次に195ページ、(3)国民健康保険事業特別会計繰出金2億5,918万4,000円は、事務費負担金は新たに特定健康診査個人負担金の無償化することとし、かかる経費208万円を含め、178万3,000円の増、出産育児一時金分28万円の減、財政安定化支援分1,352万4,000円の減、保険基盤安定等分497万2,000円の増、福祉医療波及分110万円の減などで、前年比814万9,000円の減になっております。(5)後期高齢者特定健康診査事業経費359万7,000円は、特定健康検査の個人負担金を無償化とするため特定健康診査委託料34万円の増などで、前年比35万2,000円の増になっております。

次に 197 ページ、(6) 未熟児養育医療給付事業経費 122 万 4,000 円は、実績見込みにより扶助費の減で、前年比 32 万円の減になっております。

次に、2 目健康づくり費 52 万 3,000 円は、備品購入費の減などで、前年比 24 万 2,000 円の減になっております。

次に 198 ページ、3 目予防費 2,411 万 6,000 円、前年比 104 万 1,000 円の増になっております。(1) 予防接種事業経費 2,015 万 6,000 円は、各種予防接種の実績見合いから、予防接種委託料 95 万 9,000 円の増などで、前年比 101 万 9,000 円の増になっております。2 項 1 目環境衛生諸費 1,422 万 2,000 円、前年比 210 万円の増になっております。(1) 環境行政推進経費 676 万 6,000 円は、白老町環境審議会の回数の増などで、前年比 5 万 2,000 円の増になっております。

次に 203 ページにとびます。(5) 愛がん動物管理対策経費 78 万 1,000 円は、賃金及び消耗品費の減などで、前年比 21 万 1,000 円の減になっております。

次に 205 ページ、(7) 大町公衆トイレ解体事業 226 万 8,000 円は、老朽化により使用中止のトイレを解体撤去するための経費を計上いたします。財源は一般財源でございます。2 目公害対策費 233 万 9,000 円、前年比 5 万円の増で、環境等調査分析委託料などの増になっております。

次に 206 ページ、3 目火葬場費 335 万 2,000 円、前年比 254 万 6,000 円の減になっております。(1) 白老葬苑管理経費 335 万 2,000 円は、備品購入費の減などで、前年比 81 万 8,000 円の減になっております。4 目墓園費 597 万 4,000 円、前年比 337 万 8,000 円の増になっております。次のページの(2) 白老共同墓設置事業 336 万 3,000 円は、白老霊園に共同の墓を建設し供用を開始するための経費を計上いたします。財源は一般財源を充当いたします。5 目緑化推進費 300 万円は、緑化推進活動支援事業の計上になってございます。財源はふるさと納税基金繰入金 300 万円を充当いたします。次に 3 項 1 目清掃総務費 2,177 万 5,000 円、前年比 189 万 9,000 円の増になっております。

次に 211 ページ、(2) 一般廃棄物有料化経費 1,329 万 7,000 円は、有料ゴミ袋等の印刷製本費で 52 万 8,000 円の計上などにより、前年比 44 万 4,000 円の増になっております。(3) 浄化槽設置整備事業 180 万円は、下水道事業認可区域内の地区に居住されている住民への普及改善を図るため、本年度は 2 期分の計上になっており、前年比 90 万円の増となっております。財源は町債が 70 万円、一般財源 110 万円を充当いたします。(4) 浄化槽設置整備事業(補助事業) 476 万 5,000 円は、下水道事業認可区域外の地区における普及改善を図るため、5 期分の計上で前年比 50 万 1,000 円の増になっております。財源は循環型社会形成推進交付金 58 万 6,000 円、水洗化資金貸付金元金収入 24 万円、一般財源 393 万 9,000 円を充当いたします。

○議長(山本浩平君) ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 3 時 0 0 分

再開 午後 3時10分

○議長（山本浩平君） それでは休憩を閉じて会議を再開いたします。

続けて、大黒財政課長よろしくお願ひいたします。

○財政課長（大黒克己君） 先ほどの説明でちょっと読み上げに誤りがありましたので修正させていただきます。206 ページの3目の火葬場費のところでございますが、(1) 白老葬苑管理経費335万2,000円のところで、前年度比81万8,000円と言ってしまいましたが、ここは目と同じで254万6,000円が減ということになりますので、そこだけ訂正をさせていただきます。申しわけありません。

それでは戻っていただきまして、210ページでございます。2目塵芥処理費3億8,070万4,000円、前年比249万1,000円の減になっております。(1) 環境衛生センター運営経費3,528万7,000円は、管理運営業務委託料79万円の増、最終処分場残余容量測定業務委託料55万9,000円の計上などで、前年比79万円の増になっております。

次に213ページ、(2) ごみ収集経費9,269万8,000円は、廃棄物収集・運搬業務委託料381万8,000円の増、資源ごみ収集運搬委託料90万8,000円の増などで、前年比472万6,000円の増になっております。(3) 一般廃棄物広域処理経費1億8,450万7,000円は、中間改修費の減により、登別市に対する負担金1,190万8,000円の減などで、前年比1,178万9,000円の減になっております。(4) バイオマス燃料化施設管理運営経費6,121万2,000円は、臨時作業員を1名減とし、6名体制で行うとともに光熱水費175万5,000円の減などで、前年比361万8,000円の減になっております。財源は財産収入772万2,000円、一般財源5,349万円を充当いたします。

次に215ページ、(5) PCB廃棄物処分事業700万円は、町が保有するPCB廃棄物を今後5年間で処分することとし、今年度分の処分経費を計上いたします。財源は一般財源になります。216ページ、4項1目病院事業費2億7,749万8,000円は、繰出金の不採算地区病院運営経費分884万3,000円の増、その他繰出金分38万4,000円の減などで、前年比845万9,000円の増になっております。

次に218ページ、5款労働費に入ります。労働費387万8,000円、前年比50万4,000円の増になっております。1項1目労働諸費81万2,000円、前年比32万2,000円の増になっております。(2) 就業促進・人材確保支援事業41万4,000円は、平成28年度に新規で実施した首都圏人材誘致成果事業で、首都圏等での合同企業説明会に参加するための経費のほか、町内での合同企業求人説明会の充実を図るための経費を計上するものであります。財源はふるさと納税基金繰入金を充当いたします。2目経済センター施設管理経費306万6,000円、前年比18万2,000円の増で、記載のとおりでございます。

次に220ページ、6款農林水産業費に入ります。農林水産業費4,050万4,000円、前年比66万4,000円の減になっております。1項1目農業委員会費250万9,000円、前年比6万7,000円の増で、記載のとおりとなっております。2目農業総務費243万3,000円、前年比3,000円

の減は、記載のとおりとなっております。

次に 222 ページ、3 目農業振興費 555 万 9,000 円、前年比 607 万 7,000 円の減となっております。(3) 北海道青年就農給付金事業 375 万円は、農業就農者に対する給付事業で対象者 3 名分の経費の計上です。前年比 150 万円の減となっております。財源は全額、北海道青年就農給付金事業補助金を充当いたします。なお、昨年計上した農業基盤整備促進事業は終了となっております。

次に、4 目畜産業費 996 万 3,000 円は、前年比 727 万 4,000 円の増となっております。(1) 公共牧場管理経費 322 万 8,000 円は、牧柵等の修繕費を見込んだことで委託料が増となり、前年比 208 万 1,000 円の増となっております。(2) 白老牛消費拡大推進経費 96 万 2,000 円は、白老牛の消費拡大を図るため、旅費及び牛肉まつり事業に対し PR のための補助金を計上いたします。(4) 白老牛商標登録事業 14 万 9,000 円は、平成 18 年度に白老牛の図形商標登録を受けてから 10 年が経過し、さらにこれを更新するための経費を計上いたします。財源は一般財源を充当いたします。

次に 225 ページ、(5) 畜産業担い手強化対策事業 400 万円は、若手生産者や新規就農者が新規に簡易牛舎棟を建設する資金として 200 万円を限度に助成することとし、2 件分の経費を計上いたします。財源はふるさと納税基金繰入金を全額充当いたします。2 項 1 目林業振興費 297 万 2,000 円、前年比 343 万 4,000 円の減となっております。(2) 私有林対策事業 72 万 2,000 円は、継続事業で森林資源の循環利用促進し、森林の多面的機能を振興するもので事業量の減少により、前年比 480 万 3,000 円の減となっております。財源は未来につなぐ森づくり推進事業補助金 44 万 4,000 円、残り一般財源 27 万 8,000 円を充当いたします。(3) 森林・山村多面的機能発揮対策推進事業 165 万 3,000 円は継続事業であります。町内の林家の森林整備に取り組んでいる活動の育成に係る経費の計上であります。これまで北海道が全額交付していた森林・山村多面的機能対策補助金が制度変更により市町村も負担しなければならなくなったことから、前年比 128 万 3,000 円の増となっております。財源は森林・山村多面的機能発揮対策推進交付金 37 万 5,000 円、一般財源 127 万 8,000 円を充当いたします。

次に 227 ページ、2 目白老ふるさと 2000 年ポロトの森管理費 985 万 5,000 円、前年比 58 万 2,000 円の増となっております。(2) 白老ふるさと 2000 年の森備品購入事業 109 万 3,000 円は、新規事業でバンガロー及びビジターセンターのストーブ 8 台を更新する経費の計上であります。財源は全額、ふるさと納税基金繰入金を充当いたします。3 項 1 目水産振興費 721 万 3,000 円、前年比 92 万 7,000 円の増となっております。229 ページ、(3) 水産経営安定化推進事業経費 217 万 6,000 円は、漁業近代化資金利子補給金補助金の減などで、前年比 33 万 6,000 円の減となっております。(4) 栽培・資源管理型漁業推進事業 74 万 5,000 円は、昨年計上した本事業を事業分割し、マツカワ種苗放流事業のほか、ナマコ増殖試験事業を計上し、前年比 193 万 6,000 円の減となっております。財源は全額ふるさと納税基金繰入金を充当いたします。(5) 水産振興対策事業 317 万 9,000 円は、ヒトデ駆除に係る処理量と補助金の計上のほか、新たに

サメの駆除に係る経費を計上しております。財源は全額ふるさと納税基金繰入金を充当いたします。

次に 230 ページ、7 款商工費に入ります。商工費 6 億 507 万円、前年比 4 億 42 万 7,000 円の増になっております。1 項 1 目商工振興費 5 億 6,064 万 3,000 円、前年比 4 億 187 万 8,000 円の増になっております。(1) 商工振興対策経費 55 万 1,000 円は、白老振興公社に対する損失保証金の皆減などで、前年比 226 万 3,000 円の減になっております。(2) 商工会補助金 2,636 万円は、定期昇給等による職員給与費の増などで、前年比 51 万 7,000 円の増になっております。(4) 中小企業振興資金貸付金 700 万円は、昨年度は 2,000 万円を預託して貸し付けを実行しておりましたが、貸付実行率が減少したことから減額し、前年比 1,300 万円の減になっております。(5) 食材王国しらおいブランド強化事業 171 万 8,000 円は、ブランド認証制度推進業務を含め補助金が 100 万円の増などで、前年比 76 万 8,000 円の増になっております。財源は全額ふるさと納税基金繰入金を充当いたします。

次に 233 ページ、(6) 子育て世代・移住者等定住促進支援事業 1,136 万 6,000 円は、本年度は 3 戸分の事業費計上で前年比 357 万 9,000 円の増になっております。財源は商工業振興基金繰入金 764 万 2,000 円を充当、残りは町有地売払収入を見込みます。(7) 特産品 P R 事業 3 億 7,750 万 6,000 円は、ふるさと納税額を 6 億円と見込み、謝礼品費 2 億 7,500 万円の増、ふるさと納税システム運用業務委託料 7,092 万 5,000 円の増などで、前年比 3 億 4,592 万 5,000 円の増になっております。財源は一般財源であります。全額一般寄附金を見込んでおります。(8) 中小企業経営安定化支援事業 1 億 2,000 万円は、低利融資制度による貸し付けが好調であることから、貸付金を前年比 5,200 万円を増額し計上いたします。財源は全額貸付金元利収入を充当いたします。(9) 空き店舗等活用・創業支援事業 720 万円は、平成 27 年度交付金事業で平成 28 年度に実施しておりますが、今年度においても空き店舗等を活用した創業支援を行うこととし、開業経費 1 件当たり上限 200 万円の 3 件分、家賃補助は 1 カ月 5 万円の 8 カ月分の 3 件分の経費を計上いたします。財源は全額一般財源を充当いたします。(10) 商業観光活性化応援事業 270 万円は、平成 27 年度交付金事業で繰り越して平成 28 年度に実施しておりますが、今年度においても商品やサービス開発、生産、販売体制の強化などに対し経費の一部を助成することとし、1 件当たり上限 50 万円の 5 件分と、商工会に対する委託事務経費 20 万円を計上いたします。財源は全額一般財源を充当いたします。(11) リフォーム等促進助成事業 520 万円は、中小建設業の受注機会の創出と安全安心な住環境の整備等を図るため、商工会を実施主体として一般住宅及び店舗等のリフォームに対し 20 万円を上限に助成する経費を計上いたします。財源は全額ふるさと納税基金繰入金を充当いたします。

次に 235 ページ、(12) 東京白老会運営事業 47 万 6,000 円は、経費節減のために事業を縮小しておりましたが、ふるさと納税の拡大や若年者をターゲットにした新規会員の拡大を図るため、P R に要する旅費とふるさと会負担金を計上いたします。財源は全額ふるさと納税基金繰入金を充当いたします。2 目企業誘致 856 万 8,000 円、前年比 2 万 3,000 円の減で、記載のと

おりであります。

次に 236 ページ、2 項 1 目観光対策費 3,585 万 9,000 円、前年比 142 万 8,000 円の減になっております。(2) 観光資源管理経費 300 万 1,000 円は、光熱水費 30 万 6,000 円の減額で、前年比 27 万 7,000 円の減になっております。

次に 239 ページ、(3) 観光協会補助金 2,518 万 4,000 円は、人件費等の増で、前年比 22 万 1,000 円の増になっております。(4) 観光客誘客推進事業 510 万 8,000 円は、観光客誘客推進事業補助金で、個人旅行者受け入れのための地域コーディネート事業及び訪日外国人顧客受入体制づくり事業などを追加し、228 万 2,000 円の増などで、前年比 203 万 7,000 円の増になっております。財源は全額一般財源を充当いたします。

○議長（山本浩平君）　　ここでお諮りをいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）　　ご異議なしと認めます。

よって本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

ここであらかじめ通知いたします。明日 10 時より引き続き議案説明会を再開いたしますので、各議員には出席方よろしくお願いいたします。

◎延会の宣告

○議長（山本浩平君）　　本日はこれをもって延会いたします。

（午後 3 時 27 分）